

社団法人豊島法人会報

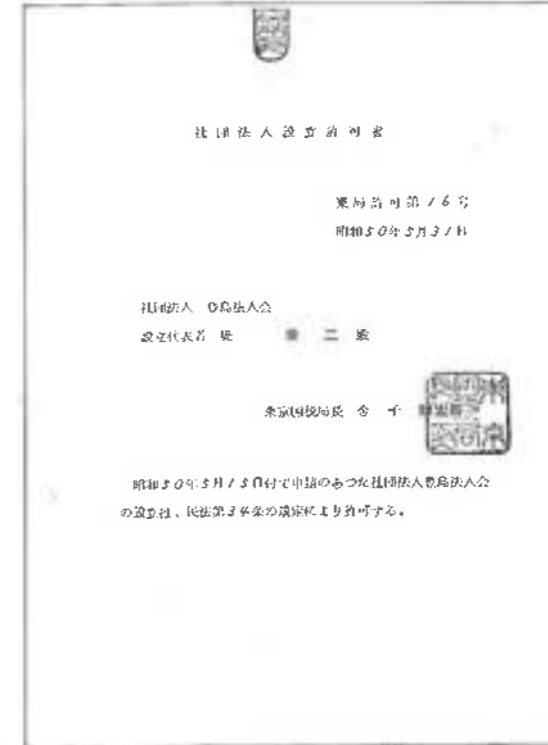
社団法人設立記念特集号



No. 1 創刊号

社団法人 豊島法人会

(1)祝賀会・風景





報 人 法 豊 島 法 人 団 社

社 団 法 人 設 立 記 念 特 集 号

目 次

祝 辞	東京国税局長 金子 知太郎	三
祝 辞	豊島税務署長 佐藤 七郎	三
祝 辞	豊島都税事務所長 小島 茂	五
祝 辞	東京税理士会豊島支部長 村松 猛	五
祝 辞	社団法人 荻窪法人公會長 小竹 信太郎	六
法人会の出発に当って	公 長 堀 清二	七
ご挨拶	副会長(会長代行) 今井 剛	八
ご挨拶	副会長 丸山 愛吉	八
ご挨拶	高村 与作	九
ご挨拶	山村 健次	九
ご挨拶	永田 宗一	一〇
ご挨拶	真々部 真光	一〇
法人会発足について	豊島税務署長 篠崎 錠三郎	一〇
着任のご挨拶	豊島税務署副署長 口向 堅二	一一
昭和四十九年度豊島法人会定時総会議案		一一
豊島法人会臨時(解散)総会議案		一六
社団法人 豊島法人会創立総会議案		一六
昭和五十年及び昭和五十一年度の事業計画(案)		一五
節税コーナー		
昭和五十年年度税制改正について		一三
商法改正に伴い税法も申告書提出期限の一月延長が可能		一三
同族会社の留保金課税の改正定額控除を年一、五〇〇万円に引き上げ		一三
申告期限延長の特例に関する問答例		一三
役員賞与を辞退返上した場合の取扱		一三
食事の現物給与の改正について		一三
◆講習会開催のご案内		一三
◆東京豊島税務事務所からのお知らせ		一三
社団法人豊島法人会役員正副支部長名簿		一三
豊島税務署職員名簿並びに配置図		一三



祝



東京国税局長 金子 知太郎

辞

本日、ここに、社団法人 豊島法人会の設立祝賀式典が挙行されるに当り、お招きを受け、お祝いを申し上げることは、私の喜びとするところであります。

豊島法人会は、昭和二十五年十二月に結成以米四支部によって税務知識の普及と納税道義の高揚に尽力してこられました。このため、その一体化を図るご努力が実を結び、ここ初めてたく社団法人としての資格を獲得し、本日、栄ある記念式典を迎えられることとなりましたことは誠に慶賀にたえません。

ご当地は、首都の北の玄関口といわれる池袋を中心として、急速な発展を遂げ、第二の副都心を目指したその発展はまことに目覚しく、従って税務行政上に占める重要性もまた極めて大

きいものがあります。

その中であって、豊島法人会が、このたび公益法人とされましたことは、会員の皆さま方の深いご認識とご努力によるものであり、ここに深く敬意を表する次第であります。

ご存知のように、我が国に申告納税制度が採用されて以来、既に四半世紀を経たのでありますが、この間に、本制度は国民の皆さま方のご理解とご協力により、逐次、国民生活の中に浸透し、着実に定着化が図られております。

私も税務行政に携わる立場からも、この理想達成のために、日夜あらゆる努力を傾注しているのではあります。そのためにも、法人会のような公益団体の力強いご協力をいただかなくてはならないものと痛感いたしております。

幸い、貴会が、今日このような誠実な納税者の方々を結集して、公益法人として発足し、社会公共のために活躍されますことは、大変心強い限りであります。

なにとぞ、これを機として税の重要性をさらにご認識いただき、税務行政に対する一層のご協力をいただきますようお願いいたします。

終りに臨み、社団法人 豊島法人会 の益々のご発展と会員の皆さま方のお仕事の一層のご繁栄をお祈りいたしましてお祝いの言葉といたします。

祝



辞

豊島税務署長 佐藤 七郎

(現東京国税不服審判所部長審判官)

本日、ここに、社団法人 豊島法人会 の設立祝賀式典が盛大に挙行されるにあたりまして、お招きいただき、お祝いのことばを申しのべる機会を得ましたことは、私のこのうえない欣びであ

強い第一歩を踏み出すことができましたことは、誠にご同慶にたえないところであります。

豊島法人会は、昭和二十五年に青色申告納税制度がはじめて施行されるや、いち早く時代の要請に応え、区内の工業会が母胎となって創設されたのであります。

当時は、戦後の混乱期にあり、また、賦課課税制度から申告納税制度に変わって間もない折で、納税道義の培揚と税務知識の普及が強く望まれた時期でありました。

爾来、二十余年の長きにわたって、申告納税制度の確立と税務行政の円滑な運営に寄与するところ誠に顕著なものがありました。

り、誠に光栄に存する次第であります。このたび、豊島法人会が多年の宿願でありました社団化の日標を見事に達成し、去る五月三十一日、社団法人の許可を得、ここに面目を新たに、社団法人 豊島法人会 として、力

ところで、豊島法人会におかれましては、これまでにも、組織の拡大強化につきましては、幾度も企画し実践してきたところであります。時代の流れに伴い、法人会に寄せられる期待は日ごとに大きく、昨秋以来、さらに飛躍的な発展を望み、

社団化を図る機運の高まりをみせ、同年九月の臨時総会においては、会員増強運動の推進が決定され、法人会内部の組織機構の整備と支部の細分化を進めるなど、積極的にこの運動に取り組まれたのであります。

時あたかも、総需要抑制策が浸透し、不況に悩むきわめて困難な折ではありましたが、堅い団結と燃える情熱によってあらゆる障害を克服し、当初八百社であった会員数も半年後の今日では五千百社を数え、加入率も五〇%を上回り、社団化に必要な条件を整え、一気加成、法人会の社団化の実現をみるに至ったのであります。

このように急速に社団化が実現されたのも、会長さん、副会長さんをはじめ、本部および支部の役員の方々の並々ならぬご尽力と会員各位の深いご理解の賜ものによるものと存じます。ここに、献身的なご労苦に対し、深甚なる敬意を表するものであります。

また、今回の会員増強運動に寄せられました税理士会、税務協力団体並びに金融機関をはじめとする民間団体の積極的なご協力に対しまして衷心より感謝を申し上げる次第であります。

ご承知のとおり、当署管内は、首都の北口玄関と云われ、池袋を中心に副都心として、目覚しい発展を遂げつつあります。

祝 辞

豊島都税事務所長 小島 茂

この度、豊島法人会が、多年の念願であった法人格を取得されて、社団法人となりましたことを、心からお喜び申し上げます。

このおめでたい祝賀式典にお招き頂きましたことを光栄に存じます。社団法人 豊島法人会 の皆さまには、都税の納税につきましては、常々格別のご理解ご協力をいただいておりますことを心からお礼申し上げます。

昨年度における豊島法人会のご活躍は実にめざましいものがございました。決算期到来法人説明会、源泉所得税説明会など、各種の説明会、研修会など、あるいは各種の催しの企画の実施など正に目を見張るものがありました。

現在、会員が五千社を超えようという大きな組織になりましたのも、会長さんをはじめ、役員、会員並びに事務局の皆さまの会員による会員のための豊島法人会であるという熱意と情熱があったなればこそと深く敬意を表する次第であります。

一昨年の石油ショックに端を発した狂乱物価は国民生活に大きな影響を与えましたが、都財政にも深刻な影響をもたらしました。豊島都税事務所所々管に係る税収も例外ではありませんが、現年度では、どうやら見込みを達成できました。これも、ひとえに豊島法人会の会員皆さまのご理解、ご協力があったればこそと深く感謝申し上げます。

本年も昨年に引き続き、経済を始め、万般の情勢により以上の厳しさが感じられます。この時に至り、都民サービスのための都政における都税の役

が、この地に、任意団体である豊島法人会が、公益法人に生まれ変わりましたことは誠に意義深いものがあります。

新生、豊島法人会が、公益法人として、より一層の組織の拡大強化と事業内容の充実を図り、魅力ある法人会となることを切望するとともに、会員各位の企業の発展に寄与されんことを願って止みません。

私ども、税務当局といたしましても、健全な納税者団体として大きく育っていただくためには、これまでに培われた相互信頼の基盤に立って、微力ながら、今後とも、会活動の活発化に積極的に協力する所存であります。

終りに臨みまして、社団法人 豊島法人会 の限りないご発展と会員の方々のご健勝を心から祈念いたしまして、祝辞といたします。

※ ※ ※

※ ※ ※

※

割もいよいよ重大さを加えてまいりました。私ども税務行政を担当いたします者として、今後とも適正かつ効率的な事務執行に努力してまいりたいと存じます。この税務執行上におきまして、皆さまのご理解、ご協力が不可欠にありますだけに、今後とも一層のご理解、ご協力をお願いする次第です。

終りに臨みまして、社団法人 豊島法人会 の今後益々のご発展と会員の皆さまのご健康と事業のご繁栄を心から祈念いたしまして祝辞といたします。

祝 辞

東京税理士会 豊島支部 支部長 村松 猛

東京税理士会豊島支部を代表して、一言ご祝辞を申し上げます。

本日、ここに、社団法人 豊島法人会 が設立され、かくも盛大な祝賀式典を挙げる運びとなりましたことは、誠に欣快の至りであり、本日に至るまでの、会員各位の並々ならぬご努力に、私は、深く敬意を表する次第でございます。

我が国経済が、戦後の混乱期より徐々に回復し、その間、申告納税制度が国民の間に定着化すると共に、税に対する関心もつとに高まり、中小企業法人を組織の中核として、いち早く発足した法人会の活躍も、年を追う毎に活発となったことは周知の通りであります。

昭和二十九年十月、全国法人会総連合が創設されるや、各地連合会または傘下単位法人会が一致協力して、総連合に結集し、税法改正運動などに果たした役割りは誠に目を見張るものがありました。

中小企業育成と適正な納税思想の普及という、共通の課題に取り組んでい

る私達税理士会とも、各種の運動を通じて緻密な連繫をとり、友好団体としての実を奉げるに至りましたことは相互の目的達成のため、誠に意義深いものがあり、これらを通じて、友好の絆を一層強固なものにしている所であります。

社団法人 豊島法人会は、会員五千余名を有する、東京法人会連合会の中でも屈指の法人会に成長し、豊島区内商工業者団体としても、強大な一勢力となりましたことは、今後の貸会活動をより実効あるものにする事ができると期待しております。

私達税理士会におきましても、中小企業の納税相談などを通じて、その育成に努力しているところであり、貴会の活動に今後とも協力することを惜しむものではなく、相互の意思疎通と果敢な行動が望まれるところであります。

最後に社団法人設立を期に、貴会の益々の発展と会員各位のご繁栄を祈念し祝辞といたします。

祝 辞

社団法人 荻窪法人会

会 長 小 竹 信 太 郎

平素から特別ご懇意をいただいております豊島法人会が、このたび東京国税局長殿より、社団法人として許可され、本口、このように盛大に、かつ意義ある式典を挙行されるにあたり、お招きをいただき、お祝いの言葉を述べさせていただきます機会を得ましたことは、私の、最も光栄に存するところでございます。

豊島法人会は、私どもの法人会と同様、わが国の税制が戦後、賦課課税制度から、申告納税制度へと画期的転換をせまられ、世の中が終戦後の極

度のインフレと混乱の時に、税務当局と納税者との断絶の解消、税務知識の普及、租税の合理的軽減につながる税制改正などを旗印に設立されたから今日までの長い間、税務知識の普及と納税道義の高揚に努力されました。

この長い間の地味な功績が高く評価され、このたび、民法第三十四条による公益法人として、社団法人豊島法人会の誕生と相成ったわけで、まことに御喜びにたえないところであります。

衷心よりお祝い申し上げます。

これにより名実ともに公認団体として、法人会員の社会的地位は一段と高く評価され、法人会の事業活動はさらに充実され、積極的に税務行政へ参加することができるようでございます。

ご存じのように社団法人設立につきましては、数多くの要件がございますが、なかでも税務署管内法人数の過半数を会員とすることは、言うに易く実行することは、まことに困難なことで、並々ならぬ努力と忍耐、実行力が要求されます。

豊島法人会は、税務ご当局ならびに関係団体の積極的なご支援があったとは申せ、会長さんを中心に役員、会員の皆さま方の、会員増強に対する熱意と努力がこの大偉業を成功させたわけで、心から敬意を表するものでございます。

税のよりよき理解者である法人会員をさらに多くすることにより、公平な税制要望が達成され、さらに優良申告法人を数多く育成できるわけで、そのためにも近々溢れる豊島法人会がよき指導者として、私どもをお導き下さいますようお願いいたします。

終りに臨み、社団法人 豊島法人会 のご発展と会員の皆さまのご事業のご繁栄を祈念いたしまして私の祝辞といたします。

法人会の出発に当って

会 長 堤 清 二

豊島法人会が長年の念願であった社団化を実現したということは洵に近頃の快挙であり、心からお慶び申し上げます。しかし、そのことは多くの

方々が述べておられる通り一朝にしてできたことではなく、長い年月、そして殊にこの一年間の大変な努力と忍耐の積み上げによるものでありまして、

このことに携わられた副会長の皆さま、支部長、各役員の方々の献身的なご努力に改めて感謝申し上げる次第であります。更にこの間に法人会を指導して今日の輝かしい成果に至らしめた豊島税務署の署長副署長を始め、幹部の皆さまのご指導には、心から敬意を表すものであります。

さて、その様な訳で

今迄の長い間、特にこの一年は法人会は社団化をする為に、会員を増すことで終止して来ましたが、しかし、今日このことが達成された法人会は一体何を運動の目標にしたら良いのでしょうか。

余団には我々よりも早く社団化を成し遂げた沢山の法人会があります。しかしその先輩法人会は今一体どんな活動をしているのでしょうか。その中には年に一、二度の講演会と数度の記帳講習会で事業活動はお茶を濁し、最大の活動は幹部の親睦旅行というようなものさえあると聞いています。これに対して我が豊島法人会は次にどんなプログラムを持っているのでしょうか。

税務署と一体になって、申告業務の明朗化を計ることその為の記帳指導、勉強会が大切なことはいまでもありませんが、それに加えて五千名を越す会員を擁する我が豊島法人会は、税制に対して適切、公平な意見を表明する法人会でありたいと思います。

我が国の経済は既に皆さまご承知の通り、高度成長から低成長へと移行しつつあり、そのような事態に対応して法人に対する税の徴収方法も大きく揺れ動こうとしています。

そのような時期に当会は、紐いを新たにして再出発をした訳であり、その意義は洵に大きなものがあると考えます。どうか、そのような事情を踏まえて豊島は、一番遅く法人化したけれど、一番良い活動をしている団体——最も法人会らしい法人会、税制に意見を述べ、中小企業の税務の砦となっている法人会といわれるようになりたいものだと思える次第です。また、その為はこの一年法人化のために表わした偉大なエネルギーを会員の皆さまが結集し、発揮されることをお願いする次第です。



二 挨拶

副会長(会長代行) 今井 剛

この度、豊島法人会設立に際しましては会長を始め皆さま方各位の絶大なご協力を頂き、去る五月八日、設立総会を開催致し、本日ここにこそ来賓多数のご臨席を賜り、めでたく設立祝賀式典を挙行でき得ましたことは、役員を始め会員皆さまと共に喜び申し上げる次第でございます。かえり見ますれば、一九六〇年代終りより始まった高度経済成長政策の中では、比較的スムーズにいった企業の運営もここ一年来の石油ショックに依る世界的な不況の波で健全なる経営が困難なる時代となりましたが、こゝにおいて法人会の果たす役割は非常に重要となり、またそうあるべきと思つて居ります。

このような意味からも会員皆さまには当法人会をフルにご活用ご利用頂き、お互いに厳しい時代を生きぬくために勉強、研究を怠ることなく健全なる成長を遂げて参り度いと存じて居ります。

本日ご来賓の国税局長殿、税務署長殿にお願い並びにご要望としまして、税の上で、側面よりご援助下さりますよう宜しくお願い申し上げます。第でご座居ます。

誠にまとまりのないことを申しましたが、本日の祝賀式典を無事挙行できましたことに対しましてご来賓並びに会員の皆さまに感謝申し上げますと共に、今後一層のご援助とご協力をお願い申し上げます。ご挨拶の言葉と致します。

を果すことができまして心から皆さま方に厚くお礼申上ります。

さて、私共も皆さま方もまことに喜ばしい社団法人の許可が昭和五〇年五月三十一日付で金子東京国税局長殿より許可になつて参りました。

ここに名実共に社団法人 豊島法人会が創立完成を見たのでございます。

思えば今日この喜びは、会員の皆さまを始め支部長、副支部長、役員の方々の皆さま、そしてあたゝかくご指導下さいました監督官庁の皆さま、真実にありがとうございます。

二 挨拶

副会長 高村 与作

この度、豊島法人会 社団法人設立祝賀式典を行うことができまして誠に御慶びでございます。

さて、当日の式典に当り、ご来賓としてご臨席賜りました金子東京国税局長殿をはじめ、佐藤豊島税務署長、同幹部署員ご一同殿、小島東京都豊島税務事務所長殿、豊島警察署長殿、豊島消防署長殿、前法人会々々長閣下、各団体長の皆さまのご出席を賜りまして、誠に光栄に存じました。

今日を迎えます約八ヶ月間、会員増強に全力をつくし、五千数百社の会員になりましたのは税務当局の格段のご協力は申すに及ばず、税理士会、町会、商店会、業種別組合、特に法人会支部長、副支部長及び一般会員のお骨折りで社団化に成功致しましたが、色々ご無理の点がありましたことでしょうか。さぞ、ご立腹のこともあったものと、副会長の一人として責任を感じ、ここに深くお詫び申し上げます。

祝賀式典当日は、広い会場が満席の盛況と相成り、国民としての適正納

二 挨拶

副会長 丸山 愛吉

社団法人豊島法人会の設立に対する経過のご報告を致します。

豊島法人会は昭和二十五年に設立され納税者の団体として適正な自主申告納税思想の普及を図ると共に、公平な税制と円滑なる税務行政の確立に協力して参りましたが、単に任意による法人会ではその活動の成果も思うにまかせず、数多の支障を生ずることさえもございましたので、ここにおいてさらに公益性の高い事業活動を活発にし、会本来の目的を達成するためには現在の法律上人格なき法人会を、民法上の公益法人として内容形態ともに充実に向上を図ることが必要であると考へたのであります。

したがって、従来の豊島法人会を、発展的解消し、新たに社団法人豊島法人会を設立し、健全な納税者の団体として豊島区内の法人に誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を勧奨すると共に、租税に関する知識および理解を深めるため税制の調査研究を行ない、もって公正な税制と円滑なる税務行政の遂行に協力し、あわせて企業経営の健全なる助長に資するため、ここに社団法人 豊島法人会を設立することになりました。

以来鋭意努力を致して参りましたが、尚関係ご当局には何時もあたたかいご指導を賜りながら、昨年九月の臨時総会におきまして、元の池袋・巣鴨・長崎・高田の四支部を、各町の丁目別支部にあらため、七十四支部を新たに新設し、支部長、副支部長、役員全員の皆さまのご協力をえて会員増強、五、一〇〇名突破の大事業に取組んで参りました。

申すまでもなく税理士会並に諸先生方豊島全域に亘る金融機関、業種別団体、各都会、商店会および連合会、町内会長さまなど等豊島あげてのご協力のお蔭をもちまして、三月末日には念願の五、一〇〇会員の目標突破

税の考え方、また法人会の役割をご理解下されたことと、ホッと致しました。

これからは、会員の利益代表として事業活動を活発に行つて行きたいと思ひますので、よろしくお願い致し、お礼のご挨拶と致します。

終りに、貴社のご発展とご健勝をお祈りして私の挨拶の言葉と致します。

二 挨拶

副会長 田村 健次

このたび、豊島区内にあって営業を続けております私たち法人各社が、その社団法人化のために、この八ヶ月間、大いに努力し、五、〇〇〇社を越える仲間を結集し、遂に、社団法人 豊島法人会 がここに設立許可されましたことは、まことに画期的なことでありましょう。

高度成長経済から低成長経済の時代への移行の中で、税の問題は、固、地方自治体、私たち納税者のそれぞれの立場から極めて重大な諸問題を抱えていると思ひます。

国の悩み、地方自治体の悩み、それに私たち納税者の悩みを、この法人会を通じて相互に解消して行くことこそ、法人会の真の設立意義に沿うものと確信します。

金子国税局長殿をはじめ各ご来賓の方々のお祝辞を戴きましたが、私たちもまた真の税の適正化のために、力を合せて努力しなければならぬと考へるものです。

会員の方々の積極的なご協力を希望して止みません。

ご挨拶

副会長 永田宗一

ご当局の格別なご指導を得まして、このたび、めでたく、社団法人豊島法人会が設立と相成りました。ご同慶に存じあげます。

ここに、法人事業の重大性を記念して、盛大なる祝賀式も開催され、全会員のご熱心な協力とお骨折に對しまして、私は、心から感謝申しあげます。

今後は会員の皆さまと共に、相協力致しまして、税の本質を充分研究して、社会生活に必要な納税ができる法人会員になれますよう一その努力を致したいと念願致す次第であります。

法人会発足について

副会長 真々部真光

豊島法人会は、このたび一大飛躍をして社団法人として発足することになりました。

みなさまと共に喜びに堪えない次第です。そこで、今後の社団法人豊島法人会について考えてみたいと思います。

戦後、日本は新しく民主主義国家として誕生し、内政には私共の選んだ代表者が参画し、国会において税法も度々審議され、時代の変化と共に改正され今日に至りました。

着任のご挨拶

豊島税務署長 日向堅二

私は、去る七月の異動により佐藤前署長の後任として当署に着任して参りました日向でございます。



社団法人 豊島法人会の皆さまには、税務行政に對し常に多大のご協力を賜っていることをつぶさに知り、意を強くするとともに、

前任署長同様、今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、会員の皆さまもご承知のように一昨年頃からエネルギー問題や公害問題など、新しい多くの諸問題が次々提起されて参りましたが、同時に経済面でも、これまで十数年に亘る高度成長時代から一転して安定成長時代へと時代が大きく移り変わろうとしております。

租税は、昔さまの社会資本の形成や、社会福祉の充実など、あらゆる面で社会共通の費用を賄うため、応分の負担を求めているものであります。自主申告納税制度の下における税務行政の役割は、何と申しましても国の財政基盤を支えることのほか、課税の適正な執行を図ることにあるものと考えられます。

景気の低迷期における財源の確保は、自然増収が期待できませんので必ずしも楽観を許せない情勢にありますが、私共、税務にたずさわる者と致しましては、このような時期こそ経済の流れをよく見極めて適正、かつ、柔軟な考え方を以て事を円滑に処理するように心掛けるとともに、税務の執行に当りましては、皆さまと私共税務当局の間で、永年かかって培われた相互信頼の絆を、さらに一層強固にして乗り切っていくことが最も大切であるものと信じております。

私共納税義務者の税負担についても、自主申告納税制度という制度になりこれも二五年を経過して参りました。

また長い間の成長経済時代も終り、昨年来より低成長経済時代に入り、同も地方自治体にも税収の落込みがひどく、国税も地方税も新しい財源を求めて、国会などの論議が活発化することは必至の情勢にあると考えられます。

この不況低成長経済における売上、生産等の減少と中小法人にも多難な時代となりました。昨年より国税局税務署内によりよく税法を理解して頂くためにと申告指導官という制度が発足し、法人会活動を積極的に支援致して居ります。

私はこの度、法人会税制担当副会長として申告指導官と共に新設法人、決算法人の説明会に度々参加致しておりますが、参加法人の大多数が、大変税法についてわかりやすく税務経理上も大変勉強になったと好評を得て居ります。こうして社団法人になった法人会を、税務研修の場として参加し、また、不況の中の税負担の増大と中小法人には困難な時代となりましたが、内政にも地方自治体に対しても全国法人会と共に中小法人に対する税負担の軽減運動も押し進めて行きたいと思っております。

このような中において、私たちは法人会の皆さまと共に企業の繁栄を圖って行きたいと思っております。最後に、法人会社団法人に多大なるご支援を頂きました行政当局、友好団体に感謝申し上げますと共に、皆さまのご健康とご発展を祈念いたしまして私のごあいさつといたします。

×

×

×

×

そのためには、私共は、より一層納税者の皆さまに親しまれる近づき易い税務署として誠意を以て事に当るとともに、納税者の皆さまからの意見または、主張などに対しましては、十分その意を汲みとることに努め、一方的であるという批判を頂戴しないよう、特に留意するものでございます。

当署管内は、池袋・巣鴨地区の整備計画による開発事業が着々と進行し、数年後には日本一のビル群が建設されるなど、都心の西北部における経済の中心地として目ざましい発展が約束されておりますが、とりわけ、会の役員の方々、会員の皆さまがその指導的役割を、お勤めになっておられることを承り心強く存じております。

このたび、当署管内には、会員五千二百件を擁する社団法人 豊島法人会が誕生致しましたが、このような大規模な法人会は、全国的にみて参りましても有数なものであると伺っております。

この誕生の陰には、会役員の方々をはじめとする会員の皆さまの、税務行政に對する暖かいご支援と深いご理解の賜であることを思いますと、その設立のためにご労苦をいとわず東西に奔走され、増強運動につとめられました法人会役員会の皆さまに對し、衷心から敬意を表するものであります。

私は、税務行政に對する皆さまの深いご理解と、期待に對しその責任の重大さを改めて心に銘記するとともに、社団法人 豊島法人会が会員の皆さま方にとりまして有意義な事業活動を行い、会に未だ入会されていない他の納税者にとりまして、税務の部面から意義ある公益法人として評価され、より一層将来に亘って発展できますよう、できるだけご支援などを致す所存でございます。

おわりに、皆さまの法人会は、自主申告納税制度が続く永久に存続するものであることを念じ、会のご発展を心から祈念申し上げますとともに、会員の皆様のご健勝と、企業のご隆盛をお祈りして、私の着任のご挨拶と致します。

着任致しまして

豊島税務署 副署長 篠崎 錠二郎



このたびの定期異動で、沢口副署長の後任として、白黒署から参りました篠崎でございます。

東京の北の玄関といわれる池袋を擁する豊島区内、一万余におよぶ法人を所掌する豊島税務署の法人担当副署長としての重責に、身の引締まる思いでございます。

戦後、停滞を知らずに成長路線を歩んで来た日本経済の、石油危機を境にして、零成長時代に入ったといわれ、長いトンネルに入ったまま、出口なき戦いを続けている現状であります。

しかしながら、福祉路線は、最早や、後退は許されないので財政需要は益々強くなるものと考えられます。

適正公平な課税は、租税の原則であります。申告納税制度のもとでは、調査は二義的であって、指導が本来のあり方といわれています。二十五年を迎えて、漸く定着したといわれ、最近の税務行政は、指導七分、調査三分で運営されております。

豊島税務署においても、統括官を業種分科として、責任体制を明確にするとともに、申告指導官四名を配置して、積極的な指導体制を採用するこ

といたしました。

法人として発足されたと承っております、その会員数も五千を超える都内でも有数の法人会と聞いております。

税金は社会共通の費用を購う会費であるとの認識と、税を白らのものとする会員の皆さま方の理解の賜物と、深く敬意を表する次第であります。

着任して一ヶ月になりますがこの間、三回程幹部会に臨席させて頂きました。熱気溢れる討論もしばしばで、幹部の皆さま方が、会員の期待する法人会づくりに努力している態度に深い感銘を受けた次第であります。

厳しい不況下で、会員の中には、法人会どころではないと考えておられる方も少なくないと思いますが、いままこそ、法人会の存在価値を示す好機と思われま。

法人会に対しては、臂をあげて協力いたしたいと思っておりますので会員各位の団結を切に期待して止みません。

終り臨み、皆さま方の健康と、企業の発展を祈念して、着任のご挨拶といたします。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

昭和四十九年度豊島法人会定時総会議案

と き、昭和五十年五月八日
と ころ、東京信用金庫本店

昭和四十九年度 豊島法人会定時総会次第

- 一 開会の辞
- 二 会長あいさつ
- 三 議長選出
- 四 議事録署名人選出
- 五 議 事
 - 第一号議案 昭和四十九年度事業報告承認の件
 - 第二号議案 昭和四十九年度収支決算報告承認の件
 - 第三号議案 その他
- 六 閉会の辞

昭和四十九年度事業報告

自 昭和四十九年四月 一日
至 昭和五十年三月三十一日

一、概況
昭和四十九年度の経済は、石油事情に端を発した物価の異常な高騰により、金融、財政の

両面から総需要の抑制が実施された結果、中小企業の資金繰り、採算面への影響が現われてきております。

景況は引締基調から緩和基調へと、なだらかに移行していく方向にあるものと考えられますが、なお、冷静に経済情勢を見究め、高度な経営方策をもって弾力的に対処していくことが必要であるものと思われま。

この時にあたり、法人会では企業経営の健全化を図り、併せて納税協力団体としての自覚と責任において、企業の共存共栄とすべての法人に誠実な記帳、適正な申告の普及徹底を図るため、税務ご当局のご協力を得て、税法その他万般にわたり説明及び相談に応じてまいりました。

又特に本年度は、区内在住の法人の過半数を法人会員とし税の良き理解者を一人でも多くする使命と責任をもって会員増強運動を実施するとともに、法人会の積年の宿願でありました公益法人化をめざし、会員各位、役員一丸となって、かつてない程強力な活動を積極的に実施してまいりました。

その結果といたしましては、僅か半年足らずという短い期間にもかかわらず五〇〇〇社を越えようという驚異的な成果をあげることができまるとともに、五〇年度早々には念願の公益法人化達成の運びになることは確実と見込まれます。

さらに、税制面につきましては法人会員の強い要望であります同族会社の留保金課税の軽減並びに法人税率の引上げに伴う中小企業に対する税の軽減措置などについて法人会の全国組織を通じて政府、国会その他関係ご当局に働きかけてまいりましたが、五〇年度の税法改正により着実に要請が実現してきております。

昭和五〇年度は経済社会の情勢が一層厳しくなると予想されますが、永年の懸案でありました豊島法人会社団体の年であるとともに、会発展の基盤を固め、ひいては将来の飛躍に備える意義ある年であることを強く認識し、より充実した事業活動の推進に一層の努力を傾注いたします。

二 行 事

① 会議など

項 目	回 数	人 員
総会(臨時総会含む)	二	三五〇
本部役員会(委員会含む)	一八	一八七
正副支部長会	五	八五〇
連絡協議会等	二六	五七九

(自 昭和49年4月1日
至 昭和50年3月31日)

1 収入の部

款	項	目	本年度予算額	本年度決算額	摘要
収入	前年度繰越金 会費収入 雑収入 (計)		2,513,314	2,513,314	
			11,600,000	12,303,253	
			400,000	700,000	
			14,513,314	15,516,643	

2 支出の部

款	項	目	本年度予算額	本年度決算額	摘要		
本部 運営 費	会議費	総会費	200,000	70,160			
		役員会費	200,000	52,470			
		その他会議費 (小計)	500,000	302,201			
	事務費	事務費	給料手当	4,770,000	6,849,675		
			福利厚生費	100,000	539,167		
			印刷費	400,000	381,473		
			通信費	600,000	508,842		
			旅費	100,000	67,190		
			連合会費	200,000	331,798		
			事務所費	1,200,000	846,428		
器具備品費			300,000	394,671			
消耗品費			120,000	178,588			
渉外費			400,000	16,726			
事業費	事業費	郵便振替手数料	150,000	151,755			
		退職給与積立金	400,000	200,000			
		雑費 (小計)	300,000	416,076			
		9,040,000	10,882,389				
		講演会 説明会 その他事業費	講演会 説明会 その他事業費	会員増強推進費	1,000,000	999,482	
				講演会説明会	300,000	302,475	
				通信費	0	484,612	
				印刷費	0	807,350	
				事業共催費	200,000	0	
				会報関係費 広報費 (小計)	1,000,000	1,000,000	
1,000,000	179,460						
3,500,000	3,779,729						
(合計)			13,440,000	15,086,949			
予備費			1,073,314				
合計			14,513,314	15,086,949			
繰越金				429,698			
合計			14,513,314	15,516,647			

- ② 説明会など
- 新設法人説明会 回数 4 人員 229
 - 決算期到来法人説明会 13 652
 - 源泉所得税説明会 11 131
 - 業種別説明会 4 13
 - 改正税法等説明会 2 190
 - その他の説明会 6 180
- ③ 記帳指導の状況
中小法人の自計能力養成のため、税理士
会の御協力により無料記帳指導を委嘱
委嘱件数 七〇件
- ④ 法人会ローンの利用状況
金融機関のご理解、ご協力により、金融
引締時ではありましたが、会員一社貸付額
二〇〇万円の融資を受けられました。
- ⑤ 大型保障保険制度の利用状況
利用会員七一社、人員一〇五人となつて
おります。
- ⑥ 研修会の開催
経済問題講演会を元大蔵事務次官吉田二
郎氏に講師をお願いいたしました。
- ⑦ 税制改正要望について
四九年九月二〇日九段会館において税制
改正要望全国大会が、全法連主催で開催さ
れ会員の意見を要望書として、国会大蔵省
などへ陳情いたしました。

定2号議案(付)

財産目録

<昭和50年3月31日>

(単位円)

科目	摘要	金額
現金		69,884
預金		264,200
当座預金	三井銀行 池袋支店 264,200	264,200
普通預金	三井銀行 池袋支店 203,020	203,020
	三井銀行 池袋支店 1,072,748	1,072,748
	三井銀行 池袋支店 335,435	335,435
	三井銀行 池袋支店 12,667	12,667
		1,623,870
郵便振替貯金		1,840,922
定期預金	三菱銀行 池袋支店 1,000,000	1,000,000
	東京信用金庫 池袋支店 2,000,000	2,000,000
	東横信用金庫 池袋支店 2,000,000	2,000,000
		5,000,000
未収金		1,272,000
器具備品	事務用机、椅子6組 52,000	52,000
	計算器 1 5,000	5,000
	リコピー 1 45,000	45,000
	宛名印刷機 1 28,800	28,800
	鉄製書箱(小) 7,500	7,500
	鉄製書箱(大) 10,000	10,000
	応接セット 1組 5,000	5,000
	ガスストーブ 2 13,000	26,000
	裁断器 1 10,500	10,500
	電気時計 1 4,800	4,800
	ソロバン 1 3,000	3,000
	ザブトン 20 12,000	240,000
	膝写板 1 7,000	7,000
債権	電信電話債	203,600
		10,000
		700,000
預け入金	事務所借入金	78,000
電話加入権		78,000
前受金		△5,560,000
合計		5,502,476

以上のとおり報告いたします。

昭和50年5月8日

豊島法人会

会長

堤 清

二次

会計理事

田村 健

武

〃

鈴木

夫

以上の決算は監査の結果誤りないものと認めます。

昭和50年4月30日

豊島法人会

監事

栗原 薫

輝

〃

渡辺

輝

豊島法人会臨時(解散)総会議案

とき、昭和五十年五月八日
ところ、東京信用金庫本店

豊島法人会臨時(解散) 総会次第

- 一 開会の辞
- 二 会長あいさつ
- 三 議長選出
- 四 議事録署名人選出
- 五 議事
 - 第一号議案 昭和五十年年度事業報告承認の件
 - 第二号議案 昭和五十年年度収支決算承認の件
 - 第三号議案 豊島法人会残余財産を社団法人豊島法人会に寄付の件
 - 第四号議案 社団法人豊島法人会許可申請につき豊島法人会解散承認の件
- 六 閉会の辞

昭和五十年年度事業報告

自 昭和五十年四月一日
至 昭和五十年四月三十日

一 概況
景況は緩和基調に逐次変化してゆく方向に

あると思われませんが、まだまだきびしい経済情勢下にあります。

この時にあたり豊島法人会は前年度に引き続き会員の皆様の企業経営の健全な発展に資するため、税務御当局の御協力を得て種々事業活動を行ってまいりました。

又、他方本年度も前年度に引き続き豊島法人会の社団化をめざして、会員増強運動を強力に実施してまいりましたが、このたび永年の念願がかない税務御当局、東京税理士会豊島支部ならびに、区内金融機関等関係官公署及び関係諸団体の力強い御支援を得ましてここによりやく会員数は五、一〇〇社と区内法人の過半数を越えることができました。

ここに社団法人としての設立申請の時が到来しましたことは、ひとえに会員各位の絶大な御理解と御協力の賜と存じ厚く御礼申し上げます。

豊島法人会は、今後は公益法人として会員の皆様の事業経営に直結する事業活動をより一層活発に続けてまいります。

二 行事 ① 会議等

項目	回数	人員
本部役員会(委員会含む)	四	二一
連絡協議会等	四	四〇
② 説明会等		
決算期到来法人説明会	一	四七
源泉所得税説明会	三	一、四〇六

豊島法人会寄付書

豊島法人会は昭和五〇年五月八日開催の臨時総会の決議に基づき、その所有する別紙財産目録記載の財産の一切を社団法人豊島法人会に寄付します。

昭和五〇年五月八日
東京都豊島区南池袋二丁目九番一六号
豊島法人会会長 堤 清二

豊島法人会解散に関する件

昭和五〇年五月八日開催の豊島法人会臨時総会において、本件が可決されたときはつぎの条件を付して解散するものとする。

この臨時総会終了後、直ちに開催される社団法人豊島法人会創立総会において所定の報告議案等総てが承認可決されたとき、これを東京国税局長宛に許可申請することとし、これが正式許可のあったとき、その許可当日付をもって解散すること。

定2号議案

昭和50年度収支決算報告

自 昭和50年4月1日
至 昭和50年4月30日

1 収入の部

款	項	日	本年度決算額	摘要
収入	前年度繰越金		429,698	
	会費収入		10,266,260	
	雑収入		195,500	
	計		10,891,458	

2 支出の部

款	項	日	本年度決算額	摘要	
本部運営費	会議費	会議費	194,163		
		(小計)	194,163		
	事務費	給料手当		879,212	
		福利厚生費		163,191	
		連合会費		42,000	
		事務所費		137,346	
		器具備品費		493,500	
		消耗品費		37,490	
		郵便振替手数料		27,130	
	雑費		13,028		
	(小計)	1,987,069			
事業費	その他事業費	会報関係費	630,070		
		(小計)	630,070		
	合計		2,617,130		
	繰越金		8,274,328		
合計			10,891,458		

財 産 目 録
(50. 4. 30 現在)

(単位 円)

科 目	摘 要	金 額
(基本財産)		
定期預金	三菱銀行 池袋支店 1,000,000 東京信用金庫 木 店 2,000,000 果嶋信用金庫 東池袋支店 2,000,000	5,000,000
(運用財産)		
現金		53,976
当座預金	三和銀行 池袋支店 三井銀行 池袋支店 143,700	120,000
普通預金	三菱銀行 池袋東口支店 2,687,076 安田信託銀行 池袋支店 440,535 三和銀行 池袋支店 18,667	3,289,978
郵便振替貯金		2,219,552
振替貯金		741,000
未収金		
器具備品	事務用机椅子 6組 52,000 計算機 2台 35,000 リコピー 1台 45,000 宛名印刷機 1台 28,800 はがき印刷機 1台 6,000 鉄製書箱(小) 3個 7,500 " (中) 2個 10,000 応接セット 1組 5,000 ガスストーブ 2台 13,000 裁断機 1台 10,500 電気掛時計 4,800 算盤 3,000 座布団 20枚 12,000 謄写機 1台 440,000 謄写板 7,000	679,600
敷金		700,000
電話加入権		78,000
合 計		13,282,106

脚注: 運用財産については清算終了により若干増減することがある。

社団法人豊島法人会創立總會議案

と き 昭和五十年五月八日
と ころ 東京信用金庫本店

社団法人

豊島法人会創立總會次第

- 一 開会の辞
- 二 設立発起人代表者あいさつ
- 三 社団法人設立経過報告
- 四 議長選出
- 五 議案
 - 第一号議案 議事録署名人選任に関する件
 - 第二号議案 社団法人 豊島法人会定款(案)承認の件
 - 第三号議案 豊島法人会残余財産引継承認の件
 - 第四号議案 昭和五十年(初年度)及び昭和五十一年度(次年度)事業計画(案)承認の件
 - 第五号議案 定款第一二条に定める会費の額決定の件
 - 第六号議案 昭和五十年(初年度)及び昭和五十一年度(次年度)収支予算(案)承認の件
 - 第七号議案 理事及び監事選任に関する件
 - 第八号議案 設立代表者選任に関する件
 - 第九号議案 その他
- 六 役員紹介及び設立代表者あいさつ
- 七 来賓の祝辞
- 八 閉会の辞

△創2号議案▽

社団法人豊島法人会定款

第一章 総 則

(名称)

第一条 この法人は社団法人豊島法人会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第二条 本会の事務所は、東京都豊島区内に置く。

(支部及び部会)

第三条 本会は理事会の決議を経て、必要な地に支部を置き、又、必要に応じて部会を設けることができる。

2 支部及び部会の運営については別に定める。

第二章 目的及び事業

(目的)

第四条 本会は健全な納税者団体として、金法人に誠実な記帳と適正な申告

の普及徹底を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、もって公平な税制と円滑な税務行政の確立に寄与し、併せて、企業経営の健全な発展を図ることを目的とする

(事業)

第五条 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 税制及び税務に関する調査研究並びに建議

(2) 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催

(3) 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催及び記帳指導の実施

(4) 会員を中心とする納税貯蓄組合の設立及び指導、協力

(5) 機関紙の発行並びに上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊

行配布

- (6) 友誼団体との協調、連けい
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第三章 会 員

(会員の資格)

第六条 本会の会員たる資格を有する者は、豊島税務署の管轄区域内に所在する法人又は法人の事業所で、本会の目的及び事業に賛同する者とする。

(資格の取得)

第七条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続により任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第八条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

(資格の喪失)

第九条 会員は、次の各号の一に該当する場合に至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退 会
- (2) 事業の閉鎖、又は解散
- (3) 除 名

(退 会)

第一〇条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続により任意に退会することができる。

(除 名)

第一一条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき
- (2) 本会の名譽をき損し、又は、本会の目的に反する行為があったとき

(会 費)

第一二条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

- 2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。
- 3 支部総会及び部会総会の決議により支部費及び部会費を徴収することができる。

(会員の名簿)

第一三条 本会は、別に定める様式により会

(役員の種類)

第一四条 本会に次の役員を置く。

- 理 事 九五名以内
- 副 会 長 一名
- 常任理事 若千名

第四章 役 員

(役員の種類)

第一五条 理事及び監事は、総会において会員の代表者又はその他の役職員のうちからこれを選任する。

(役員を選任)

第一六条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
- 3 理事は、総会の決議に従い、本会

び職員

(顧問、相談役及び評議員)

第二〇条 本会に、顧問、相談役及び評議員若千名を置くことができる。

2 顧問、相談役及び評議員は理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。任期は二年とする。

3 顧問、相談役及び評議員は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

(委員会)

第二一条 第五条に規定する本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。

2 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長、副委員長及び委員は、理事会の推薦により会員の代表者又はその他の役職員のうちから会長がこれを委嘱する。任期は二年とする。

(職 員)

第二二条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局には、職員三名以上を置き会長がこれを任免する。
- 3 職員は、原則として有給とする。

(規則の制定)

第二三条 委員会及び事務局の運営に関する規則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第六章 会 議

(会議の種類)

第二四条 会議は、総会及び役員会とし会長がこれを招集する。

(総 会)

第二五条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織する。

(総会の開催及び招集)

第二六条 通常総会は、毎年一回事業年度終了後二ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は、会員総数の五分の一以上若しくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。

3 総会は、開催の日から少なくとも七日前に、会議の目的たる事項、日時、及び場所を記載した文書を発行して招集する。ただし、会長がやむを得ないと認めるときは、便宜の方法をもってこれに代えることができる。

の運営を協議、執行する。

4 常任理事は本会の常務を審議処理する。

5 監事は、民法第五九条の職務を行う。

(役員任期)

第一七条 役員任期は二年とし、再任を妨げない。

2 増員又は補欠のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了した後に、おいても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員解任)

第一八条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第一一条第一項各号の一に類する事実があったときは、総会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員報酬)

第一九条 役員は、原則として無報酬とする。

第五章

顧問、相談役、評議員、委員及

(会員の表決権)

第二七条 会員は、各一個の表決権を有する。

2 会員は、前項の表決権を行使するため、総会に各一名の代表を出席させる。

3 会員は、委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合委任した会員は出席したものとみなす。

(総会の議事)

第二八条 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第二九条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び事業計画
- (2) 決算及び収入支出予算
- (3) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- (4) その他会長が必要と認めて付議し

た事項

(役員会)

第三〇条 役員会を分けて理事会及び常任理事会とする。

2 理事会は、理事の全員をもって組織し、常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織する。

3 監事、顧問、及び相談役は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員会の開催及び招集)

第三一条 役員会は、会長が必要と認めたと きこれを開催する。

2 役員会の招集については、第二六条第三項の規定を準用する。

(役員会の議事)

第三二条 役員会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 役員会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の付議事項)

- 第三三条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。
- (1) 総会に提出すべき議案
- (2) 定款の変更に関する議案

(3) 総会において理事会に委任された事項

(4) その他、会務の運営に関して、会長が必要と認めた事項

2 常任理事会は、理事会に代わり、常務の執行に関する事項及び緊急な事項を決議する。ただし、その決議事項は、次の理事会に報告してその承認を得なければならぬ。

(会議の議長)

第三四条 すべて会議の議長は、会長をもってこれに当てる。

第七章 資産及び会計

(資産の構成)

第三五条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- (1) 設立当初寄付された財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第三六条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長が

これを管理する。

(資産の区分)

第三七条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の二種類に区分する。

2 基本財産は、財産目録のうち基本財産の部に記載する財産、及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用の制限)

第三八条 基本財産は、これを消費し、又は抵当権その他の物権のために供してはならない。

2 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会の決議を経てその一部に限りこれを処分することができる。

(経費)

第三九条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(収支予算、収支決算等)

第四〇条 本会の収入支出予算及び決算は、事業計画及び事業報告とともに、総会の承認を受けなければならない。

2 前項の収入支出決算については、

財産目録を附して監事の監査を経なければならない。

(剰余金の処分)

第四一条 収支決算の結果、年度末において、剰余金が生じたときは、総会の承認を経て、その全部若しくは一部を基本財産に組み入れ、又は翌事業年度に繰越すものとする。

(事業年度)

第四二条 本会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第八章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第四三条 この定款は、総会の決議を経て、かつ、東京国税局長の認可を受けなければならない。

(解散)

第四四条 本会は、総会において、会員の過半数が出席し、その三分の二以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第四五条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経て、かつ、東京

国税局長の許可を得て、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

第九章 雑則

(細則)

第四六条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

- 一 この定款は、東京国税局長の設立許可があった日から施行する。
- 二 従来、豊島法人会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、本会が継承する。
- 三 設立初年度に限り役員、顧問、相談役、評議員及び委員の任期は、東京国税局長の設立許可があった日から次の通常総会の日までとする。
- 四 本会の設立初年度の事業年度は、第四二条の規定にかかわらず東京国税局長の設立許可があった日から昭和五十一年三月三十一日までとする。
- 五 本会の設立当初の役員は、別紙のとおりである。

豊島法人会残余財産引継書

社団法人豊島法人会は昭和50年5月8日開催の創立総会の議案等すべてが承認可決されたとき別紙財産目録記載の財産の一切を豊島法人会から引継ぎます。

財 産 目 録 (50.4.30 現在)

(単位 円)

科 目	摘 要	金 額
(基本財産)		
定期預金	三菱銀行 池袋支店 1,000,000 東京信用金庫 本 店 2,000,000 巣鴨信用金庫 東池袋支店 2,000,000	5,000,000
(運用財産)		
現金		53,976
当座預金	三和銀行 池袋支店 143,700 三井銀行 池袋支店 2,687,076 三菱銀行 池袋東口支店 440,535 安田信託銀行 池袋支店 18,667	120,000
普通預金	三和銀行 池袋支店 18,667	3,289,978
郵便振替貯金		2,619,552
収会費品		741,000
器具備	事務用机椅子 6組 52,000 計算機 2台 35,000 リコピー 1台 45,000 宛名印刷機 1台 28,800 はがき印刷機 1台 6,000 鉄製書箱(小) 3個 7,500 " (中) 2個 10,000 応接セット 1組 5,000 ガスストーブ 2台 13,000 裁断機 1台 10,500 電気掛時計 4,800 算 盤 3,000 座布団 20枚 12,000 謄写機 1台 440,000 謄写板 7,000	679,600
敷金	事務所賃借敷金	700,000
加入権		78,000
合 計		13,282,106

脚注 運用財産については清算終了により若干増減することがある。

昭和五十年(初年度)度及び昭和五十一年(次年度)度の事業計画(案)

初年度の事業計画書

自 昭和五十年五月八日
至 昭和五十一年三月三十一日

事業活動基本方針

- 一 健全なる納税者団体として、事業の公益性を高めるため、会員増強を推進する等組織の拡大強化を図る。
- 二 適正公平な税制と租税負担の合理化を図るため総力を結集して政府及び国会に対し強力な要望を行ないその実現を期する。
- 三 申告納税制度の発展に寄与するとともに税務当局との相互信頼により、税務行政の円滑な運営に協力する。
- 四 租税負担の合理化を図り、自主申告体制を確立するため白計主義を徹底し誠実な記帳と適正な申告の普及に努める。
- 五 企業の合理化、生産性の向上を図り、企業経営の健全な発展に資するため、経営、経理、労務に関する研究指導を行う。

事業活動

二

税制関係

- (1) 総務関係
 - (イ) 会議連絡会の開催
 - (ロ) 通常総会
 - (ハ) 正副会長会
 - (ニ) 常任理事会
 - (ホ) 理事 事 会
 - (ヘ) 支 部 長 会
 - (ロ) 評 議 員 会
 - (ハ) 総務委員会
 - (ニ) 税制委員会
 - (ホ) 財務委員会
 - (ヘ) 広報委員会
 - (ロ) 事業委員会
 - (ハ) 会館建設委員会
- (2) 組織の強化
 - (イ) 会員の声(アンケート)の取りまとめ
 - (ロ) 業種支部の拡大
 - (ハ) 青年部の結成
 - (ニ) 婦人部の結成
 - (ホ) 会員増強の強化
 - (ヘ) 納税貯蓄組合の強化

三 事業関係

- (1) 税制、税務に関する調査研究
- (2) 政府及び国会に対する税制上の要望
- (3) 税務行政に対する税制上の要望

四 広報関係

- (1) 法人税法その他諸税法研究会
- (2) 改正税法及び取扱通達の説明会
- (3) 決算期別法人税説明会
- (4) 新設法人に対する説明会
- (5) 源泉税、法定資料、年末調整説明会
- (6) 業種別税務研究会
- (7) 経営、労務の研究、講習会
- (8) 税務当局との税務研究、懇談会
- (9) 自己記帳の育成指導(簿記講習会を含む)
- (10) 政治経済に関する講演会
- (11) 法律相談室の開設
- (12) 金融相談室の開設
- (13) 結婚相談室の開設
- (14) 経営者大型総合保障制度の幹旋
- (15) 会員の従業員レクリエーション対策
- (16) 社会保険、雇用保険講習会及び指導

五 建設関係

- (1) 豊島法人会報の発行
- (2) 全法連会報(東京版)の配付
- (3) 税務、経理、経営に関する参考資料の配付

五 建設基金の運用

- 豊島法人会館建設関係

次年度の事業計画書

自 昭和五十一年四月一日
至 昭和五十二年三月三十一日

事業活動基本方針

- 一 健全なる納税者団体として、事業の公益性を高めるため、会員増強を推進する等組織の拡大強化を図る。
- 二 適正公平な税制と租税負担の合理化を図るため、総力を結集して政府及び国会に対し強力な要望を行ないその実現を期する。
- 三 申告納税制度の発展に寄与するとともに税務当局との相互信頼により、税務行政の円滑な運営に協力する。
- 四 租税負担の合理化を図り、自主申告体制を確立するため、自計主義を徹底し誠実な記帳と適正な申告の普及に努める。
- 五 企業の合理化、生産性の向上を図り、企業経営の健全な発展に資するため、経営、経理、労務に関する研究指導を行う。

事業計画

- 一 総務関係
 - (1) 会議連絡会の開催
 - (イ) 通常総会
 - (ロ) 正副会長会
 - (ハ) 常任理事会

- (ニ) 理事會
- (ホ) 支部長會
- (ヘ) 評議員會
- (ト) 総務委員會
- (チ) 税制委員會
- (リ) 財務委員會
- (ニ) 広報委員會
- (フ) 事業委員會
- (ク) 会館建設委員會
- (2) 組織の強化
 - (イ) 会員の声(アンケート)の取りまとめ
 - (ロ) 業種支部の拡大
 - (ハ) 青年部の結成
 - (ニ) 婦人部の結成
 - (ホ) 会員増強の強化
 - (ヘ) 納税貯蓄組合の強化

- (7) 経営、労務の研究、講習會
- (8) 税務当局との税務研究、懇談會
- (9) 自己記帳の育成指導(簿記講習會を含む)
- (10) 政治経済に関する講演會
- (11) 法律相談室の開設
- (12) 金融相談室の開設
- (13) 結婚相談室の開設
- (14) 経営者大型総合保障制度の斡旋
- (15) 会員の従業員レクリエーション対策
- (16) 社会保険、雇用保険講習會及び指導

四 広報関係

豊島法人会館建設関係
建設基金の運用

- (1) 豊島法人会報の発行
- (2) 全法連会報(東京版)の配付
- (3) 税務、経理、経営に関する参考資料の配付

- 二 税制関係
 - (1) 税制、税務に関する調査研究
 - (2) 政府及び国会に対する税制上の要望
 - (3) 税務行政に対する税制上の要望
- 三 事業関係
 - (1) 法人税法その他諸税法研究会
 - (2) 改正税法及び取扱通達の説明會
 - (3) 決算期別法人税説明會
 - (4) 新設法人に対する説明會
 - (5) 源泉税、法定資料、年末調整説明會
 - (6) 業種別税務研究会

△劃5号議案▽

定款第一二条に定める会費額

記 会員は左記のとおり会費を負担するものとする。

1.	資本金	100万円未満	(99万円まで)	月額	300円
2.	"	100万円以上	200万円未満	"	400円
3.	"	200	" 400	"	500円
4.	"	400	" 600	"	700円
5.	"	600	" 1,000	"	1,000円
6.	"	1,000	" 3,000	"	1,500円
7.	"	3,000	" 5,000	"	2,000円
8.	"	5,000	" 1億円	"	3,000円
9.	"	1億円	" 5億円	"	5,000円
10.	"	5億円	"	"	10,000円
11.	支店法人			"	1,000円以上
12.	宗教法人			"	500円

備考・会費は、年1回又は2回に分けて前納とする。

法 豊島法人会々員 ◆申告書にはこのシールを必ずはりましょう。

社団法人 豊島法人会

<創6号議案(ロ)>

昭和51年度(次年度)収支予算案

自 昭和51年4月1日
至 昭和52年3月31日

1 収入の部

款	項	目	金額	摘要
会費収入	会費収入	会費収入	37,440,000	
雑収入	雑収入	雑収入	1,000,000	
	計		38,440,000	

2 支出の部

款	項	目	金額	摘要
本部運営費	会議費	総会費	150,000	
		役員会費	300,000	
		会議費	300,000	
		小計	750,000	
	事務所費	連合会費	500,000	
		図書費	50,000	
		水道光熱費	240,000	
		什器備品費	100,000	
		家賃	1,080,000	
		小計	1,970,000	
	事務費	給料手当	11,830,000	
		福利厚生費	565,000	
		通信費	620,000	
		交通費	150,000	
		消耗品費	400,000	
雑費		550,000		
	小計	14,115,000		
事業費	講演会	会場費	500,000	
		通信費	2,651,000	
		印刷費	1,000,000	
	説明会	講演会説明会	3,260,000	
		会員増進推進費	400,000	
		会報関係費	6,340,000	
	その他事業	支部事業費	500,000	
		視察費	400,000	
		事業共催費	200,000	
		小計	15,251,000	
予備費	予備費	予備費	354,000	
会館建設基金	会館建設基金	会館建設基金	6,000,000	
	合計		38,440,000	

<創6号議案(イ)>

昭和50年度(初年度)収支予算案

自 昭和50年5月8日
至 昭和51年3月31日

1 収入の部

款	項	目	金額	摘要
会費収入	会費収入	会費収入	27,163,400	
雑収入	雑収入	雑収入	1,000,000	
継承剰余金	継承剰余金	継承剰余金	6,496,600	
	計		34,660,000	

2 支出の部

款	項	目	金額	摘要
本部運営費	会議費	総会費	2,100,000	
		役員会費	220,000	
		会議費	220,000	
		小計	2,540,000	
	事務所費	連合会費	450,000	
		図書費	20,000	
		賃借費	990,000	
		水道光熱費	210,000	
		什器備品費	2,390,000	
		小計	4,060,000	
	事務費	給料手当	10,985,000	
		福利厚生費	565,000	
		通信費	605,000	
		交通費	150,000	
		消耗品費	300,000	
雑費		300,000		
	小計	13,454,000		
事業費	講演会	会場費	300,000	
		通信費	3,264,000	
		印刷費	500,000	
	説明会	講演会説明会	1,550,000	
		会報等関係費	5,840,000	
		支部事業費	500,000	
	その他事業	会費増進費	300,000	
		視察費	200,000	
	小計	12,454,000		
予備費	予備費	予備費	151,000	
会館建設基金	会館建設基金	会館建設基金	2,000,000	
	合計		34,660,000	

昭和50年度の税制改正について

最近における国民負担の状況にかえりみ、中小所得者の税負担の調整を図るため、所得税について各種所得控除の引上げにより負担の調整を行うとともに、相続税について配偶者の負担を軽減し、併せて農

地に対する相続税の納税猶予制度を設けるほか、相続税及び贈与税について一般的な負担の調整が行われた。

◆ 法人税関係 ◆

商法改正に伴い税法も！

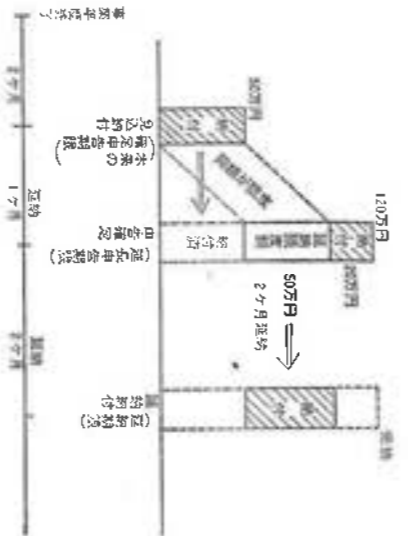
申告書提出期限の1か月延長が可能!!

理由・延納・利子税に配慮

- 1 どのようなことなのか？
法人は、事業年度終了後2か月以内に、確定決算にもとづく確定申告書を提出しなければなりません。
今回の商法改正により、会計監査人の監査を要する等の理由によって決算が確定しないため、申告期限までに確定申告書を提出できない場合には、原則として、1か月は、期限の延長が認められることとなり、申告期限の特例が設けられました。
- 2 適用を受けるにはどうすればいいのか？
事業年度終了までに、決算が確定しない理由等を記載した書面により申請し、承認を受けることが必要です。(申請書は税務署にあります)
ただし、50年4月1日から50年5月31日までに決算期の到来する場合には、その決算期末から1か月以内に申請すればよいこととされています。

- 3 延長が認められた場合、法人税の納付や延納はどうなるか？
申告期限の延長が認められますと、確定した申告税額は、原則として、その延長申告期限までに納付することになります。
この場合、本来の申告期限までに任意の税額を見込納付しますと、見込納付した金額と同額までの範囲内で、延長された申告期限から2か月以内の延納が認められます。
見込納付額と延納できる税額の関係について例を用いて説明しましょう。
本来の申告期限までに50万円を見込納付した後申告税額が120万円と確定したとします。見込納付額(50万円)の範囲内での延納が可能ですから、最高額の50万円の延納をしますと、延長申告期限までには最低限度としての
確定申告税額 見込納付額 延納額
20万円 (120万円-50万円-50万円) は納付が必要となるわけですね。

図示しますと次のようになります。



- 4 利子税は、かかるのか？
申告期限が延長されますと、原則として確定法人税額に対して「利子税」が課されることとなります。
ただし本来の申告期限までに見込納付された場合には、確定した税額と見込納付した金額との差額についてのみ「利子税」が課されることとなります。
前記3の例の場合には70万円(120万円(確定申告税額)-50万円(見込納付額))について、その納付までの日数に応じて、利子税が課されるわけです。(なお、「利子税」については損金として認められます。)
- 5 申告期限の延長は法人税だけか？
この申告期限の延長は法人税のほか、会社臨時特別税・事業税・法人住民税の場合も同様の措置が講じられています。

同族会社の留保金課税の改正

定額控除額を年1,500万円に引き上げ！

留保金2,704万円まで非課税に

- 1 改正の内容は
今回の改正では留保控除額のうち定額基準が1,500万円(改正前 1,000万円)に引き上げられました。この改正は、昭和50年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。
- 2 改正の効果は
改正により、定額基準による留保所得課税の課税最低限(配当を全額行わないで、税引後所得を全額留保した場合に留保所得課税の対象とされる最低限度額)は、改正前では1,737万円と計算されますが、これが改正後におきましては、2,704万円となりますので、これ以下であれば留保所得課税を受けること

はなくなるようになります。

(参考)
改正後
 $\{700\text{万円} \times 0.28 + (x - 700\text{万円}) \times 0.40\} \times 1.207 + 1,500\text{万円} = x$
 $x = 2,704\text{万円}$
改正前
 $\{700\text{万円} \times 0.28 + (x - 700\text{万円}) \times 0.40\} \times 1.207 + 1,000\text{万円} = x$
 $x = 1,737\text{万円}$
上記算式の1.207は法人住民税の制限税率込みの法人負担です。

節税コーナー

◆所得税関係◆

昭和50年度の税制改正により、所得税について約2,400億円の減税が行われました。その結果、夫婦子2人の給与所得者の課税最低限は、現行の170万円から183万円へと引上げられました。主な改正事項は次のとおりです。

1. 所得控除額が次のように引上げられました。

区分	改正後 (50年分)	改正前 (49年分)
(1) 基礎控除額	26万円	23万2,500円
(2) 配偶者控除額	26万円	23万2,500円
(3) 扶養控除額	一般の扶養親族…26万円	一般の扶養親族……22万円 ただし、配偶者がいない人の第1人目の一般の扶養親族については、 22万5,000円
(4) 障害者控除額	老人扶養親族……32万円	老人扶養親族…22万7,500円
(5) 老年者控除額	一般の障害者…20万円 特別障害者……28万円	一般の障害者…15万2,500円 特別障害者……22万7,500円
(6) 寡婦控除額	20万円	15万2,500円
(7) 勤労学生控除額	20万円	15万2,500円

2. 給与所得の源泉徴収の際に使用する「月額表」、「日額表」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」が改められました。

所得控除額の引上げに伴って、給与所得の源泉徴収の際に使用する「月額表」、「日額表」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」が改められ、改正法の施行日以後に支払う給与について源泉徴収を行う場合には、改正後

の「昭和50年4月以降分 給与所得の源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収税額を求めることになりました。

(注) 給与計算を電子計算機などによって行っている場合の大蔵大臣の告示による源泉徴収税額計算方法においても、上記の改正に伴って、その内容が改められたから、改正法の施行日以後に支払う給与について源泉徴収を行う場合には、改正後の告示の方法によって源泉徴収税額を計算することになります。

3. 退職所得控除額が引上げられるとともに退職所得の源泉徴収税額表の付表が改められました。

(1) 基礎所得控除額が、昭和50年分の退職手当から、次のように引上げられました。

勤続年数	勤続年数1年につき控除される退職所得控除額	
	改正後	改正前
勤続年数	改正後	改正前
20年目までの年数	25万円	20万円
21年目からの年数	50万円	40万円

なお、勤続年数が2年以下の退職者についての退職所得控除額は、一般退職の場合に一律に50万円(改正前は、40万円)、障害退職の場合は一律に150万円(改正前は、140万円)に、それぞれ改められました。

(2) 退職所得控除額の引上げに伴って、この控除額を求めるための「退職所得の源泉徴収税額表の付表」が改められました。改正法の施行日以後に支払う昭和50年分の退職手当については、改正後の「昭和50年1月以降分退職所得の源泉徴収税額表の付表」を使用して退職所得控除額を求め、その所得税の源泉徴収をすることになります。

4. 昭和50年分の退職手当で改正法の施行日前に支払われたものについて源泉徴収税額の過納額がある場合には、還付請求することができます。

(1) 昭和50年分の退職手当で改正法の施行日前に支払われたものについて

区分	報酬・料金等の額から控除する金額	源泉徴収税額
(1) 外交員又は集金人の業務に関する報酬・料金	同一人に対してその月中に支払う金額について、10万円(改正前は、8万円) ただし、別に給与の支払をする場合には、10万円からその月中に支払う給与の金額を控除した残額が控除額となります。	(支払金額-左の控除額)×10%

区分	報酬・料金等の額から控除する金額	源泉徴収税額
(2) ホスナス等の業務に関する報酬・料金	同一人に対して1回に支払う金額について、5,000円(改正前は、3,000円)にその支払金額の計算期間の日数を乗じて計算した金額 ただし、別に給与の支払をする場合には、その計算した金額(5,000円×計算期間の日数)からその期間に係る給与の額を控除した残額が控除額となります。	(支払金額-左の控除額)×10%
(3) 事業の広告宣伝のための資金	同一人に対して1回に支払う金額について、50万円(改正前は、30万円)	同上

7. 住宅貯蓄控除制度について控除額の引上げが行われるとともに、住宅取得控除制度の適用期限の延長が行われました。

(1) 住宅貯蓄控除額が、昭和50年分からそれぞれ次のように引上げられました。

節税コーナー

は、改正前の退職所得控除額を控除して源泉徴収が行われていますが、その源泉徴収税額が改正後の退職所得控除額を控除して求めた源泉徴収税額を超える場合には、その過納額は還付されることになっています。

(2) この過納額の還付を受けるためには、昭和50年6月30日までに、その還付を受けようとする人がその人の住所地の所轄税務署に「昭和50年分の退職所得に対する源泉徴収額の過納額還付請求書」を提出する必要があります。

(3) この還付請求書には「退職所得の源泉徴収票」と「退職所得の受給に関する申告書」の写しとを添付することになっていますので、退職手当の受給者から請求があった場合には、これらの書類を交付するようにしてください。

なお、還付請求書の用紙は、税務署に用意してあります。

(注) 本年6月30日までにこの還付請求書を提出しなかった人でも、昭和51年1月以後に「還付を受けるための確定申告書」を住所地の所轄税務署に提出すれば、その過納額の還付を受けることができます。

5. 報酬・料金等に対し10%及び20%のいわゆる2段階税率を適用して源泉徴収を行う場合の20%の税率を適用する金額の限度が引上げられました。

原稿料や税理士報酬などの一定の報酬・料金等については、改正法の施行日以後に支払うものから、同一人に対して1回に支払う金額が100万円(改正前は、50万円)を超える場合には、100万円(改正前は、50万円)までの部分には10%、100万円(改正前は、50万円)を超える部分には20%の税率を適用して源泉徴収を行うことになりました。

6. 外交員、集金人、ホスナス等の報酬・料金や広告宣伝のための資金に対する源泉徴収税額を計算する場合の控除額が引上げられました。

外交員、集金人、ホスナス等の報酬・料金や広告宣伝のための資金に対する源泉徴収税額を計算する場合の控除額が、昭和50年6月1日以後に支払の確定するものから、次のとおり引上げられます。

住宅貯蓄契約の種類	住宅貯蓄控除額	
	改正後	改正前
長期貯蓄契約 （住宅貯蓄契約）	年間の積立額の10% （最高限度5万円）	年間の積立額の8% （最高限度4万円）
短期貯蓄契約 （住宅貯蓄契約）	年間の積立額の8% （最高限度4万円）	年間の積立額の6% （最高限度3万円）
一般の住宅貯蓄契約	年間の積立額の6% （最高限度3万円）	年間の積立額の4% （最高限度2万円）

② 住宅取得控除制度の適用期限が、昭和52年12月31日まで2年間延長されました。

◆「相続税及び贈与税関係」◆

(1) 相続税

① 課税最低限の引上げが行われました
相続税の遺産に係る定額控除及び法定相続人比例控除が次の通り引上げられました。なお、従来の配偶者控除については、配偶者の負担軽減措置に吸収することになります。

	改正前	改正後
定額控除	600万円	2,000万円
法定相続人比例控除	120万円に法定相続人数を乗じた金額	400万円に法定相続人数を乗じた金額
配偶者控除	婚姻期間10年を超える1年につき60万円(最高600万円)	配偶者の負担軽減措置(②)に吸収する。

② 配偶者の相続税負担が軽減されました。

改正前	改正後
(イ) 配偶者の法定相続分に対応する相続税の非課税（遺産額3,000万円の場合の法定相続分を限度とする。）	配偶者の相続財産のうち遺産額の3分の1相当額(その額より4,000万円の方が大きい場合には4,000万円)まで非課税
(ロ) 婚姻期間10年超の配偶者が取得した遺産のうち、婚姻期間に応じて最高3,000万円まで非課税	

③ 税率が緩和されました。
税率の適用区分が次の通り拡大され、最高税率が70%から75%に引上げられました。

税率	改正前	改正後
10%	60万円以下の金額	200万円以下の金額
15	150万円	500万円
20	300万円	900万円
25	500万円	1,500万円
30	800万円	2,300万円
35	1,200万円	3,300万円
40	1,800万円	4,800万円
45	3,000万円	7,000万円
50	5,000万円	1億円
55	7,500万円	1億4,000万円
60	1億円	1億8,000万円
65	1億5,000万円	2億5,000万円
70	1億5,000万円を超える金額	5億円
75		5億円を超える金額

④ 障害者控除等が引上げられました。

	改正前	改正後
障害者控除	70歳までの1年につき2万円, (重度の心身障害者については4万円)	70歳までの1年につき3万円, (重度の心身障害者については6万円)
未成年者控除	20歳までの1年につき2万円	20歳までの1年につき3万円
死亡退職金の非課税限度	80万円に法定相続人数を乗じた金額	200万円に法定相続人数を乗じた金額
死亡保険金の非課税限度	150万円に法定相続人数を乗じた金額	250万円に法定相続人数を乗じた金額

⑤ 農地に対する相続税の納税猶予制度が創設されました。
農地の相続人が農業を継続する場合に限り、農地価格のうち恒久的に農業の用に供されるべき農地として取引される場合に通常成立すると認められる価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予し、次の相続まで又は納税猶予後20年間農業を継続した場合には、遺子税額の納付を免除することになります。

なお、これに準じ農地等の一括生前贈与の納期限の特例措置は納税猶予制度に切替えた上で存続させることとなります。

⑥ 延納制度が拡充されました。

改正前	改正後
遺産に占める不動産、同族非上場株式等の割合が50%以上の場合	遺産に占める不動産、同族非上場株式等の割合が50%以上の場合
延納税額のすべてにつき延納期間10年	(イ) 不動産、同族非上場株式等に対応する延納税額につき延納期間13年 (ロ) その他の財産に対応する延納税額につき延納期間10年
利子税 年6.0%	利子税 年5.4%

(2) 贈与税

① 基礎控除が引上げになりました。

改正前	改正後
40万円	60万円

なお、贈与税における3年間の累進課税制度を廃止し、制度の簡明化が図られました。

② 配偶者控除が引上げになりました。

居住用不動産を配偶者に贈与した場合における配偶者控除は次の通り引上げられました。

改正前	改正後
560万円	1,000万円

③ 税率が緩和されました。

税率の適用区分が次の通り拡大され最高税率が70%から75に引上げられました。

税率	改正前	改正後
10%	30万円以下の金額	50万円以下の金額
15	50万円	70万円
20	70万円	100万円
25	100万円	140万円
30	140万円	200万円
35	200万円	280万円
40	300万円	400万円
45	400万円	550万円

50	700万円	〃	800万円	〃
55	1,000万円	〃	1,300万円	〃
60	1,500万円	〃	2,000万円	〃
65	3,000万円	〃	3,500万円	〃
70	3,000万円を超える金額	〃	7,000万円	〃
75	—	〃	7,000万円を超える金額	〃

申告期限延長の特例に関する問答例

延納を利用する場合の申告・納付制度の比較

申告・納付	法人の申告・納付		個人	
	2か月以内に確定申告する法人	承認を受けて2か月以内に確定申告する法人	2か月以内(確定申告)	3か月以内(確定申告)
確定申告税額	(期末から2か月) 100万円	(期末から3か月) 100万円	100万円	100万円
納付	期末から2か月(確定申告) 50	期末から3か月(確定申告) 50	50	30
延納	期末から3か月(延納) 50	期末から5か月(延納) 50	0	40
利息	0	0	0	30

(注) わくを付した納付額については、期末から1か月2を経過した日以後に納付した場合は、延納の特例が適用されず、利息税が課せられる。

問1 商法改正に伴い法人税の申告・納付制度は、どのように改正されたのか。

(答) 申告・納付制度の改正の概要は、次のとおりである。

- 1 法人税の確定申告期限は、現行どおり、決算期末から2か月とする。ただし、会計監査人の監査を要する等のため2か月以内に決算が確定しない法人は、あらかじめ税務署長の承認を受けて、申告期限を1か月延長することができる。
- 2 申告期限の延長につき承認を受けた法人は決算期末から2か月以内に見込納付を行うことができることとする。この場合、確定申告により確定する税額のうち、
 - (1) 見込納付額を超える部分については、決算期末から2か月を経過した日以降利息税を課することとし、
 - (2) 見込納付額を限度として延長後の申告期限(決算期末から3か月)から2か月間の延納を認めることとする。

問2 「会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由」とは、具体的にどのような場合か。

- (答) 1 今回の確定申告書の提出期限の延長の特例制度は、昨年の商法改正により、一部の法人について会計監査人の監査が義務づけられる等会社の監査手続が強化されたために法人税の申告期限(決算期末から2か月)までに法人の決算が確定しない場合が恒常的に発生することが予想されることとなったので、このような場合に対処するために設けられたものである。
- 3 具体的には、
- (1) 会計監査人の監査を受ける等のため決算が遅れる法人のほか
 - (2) 外国との関連で決算の確定が遅れる外国法人及び合弁会社
 - (3) 保険業法により決算期後4か月において決算が確定することとされている損害保険会社
 - (4) 多くの支部があるため決算の確定が常に遅れる共済組合等が上記の規定に該当するものになると考えられる。

問3 確定申告書の提出期限の延長の特例制度は、小法人であってもその対象となり得るのか。

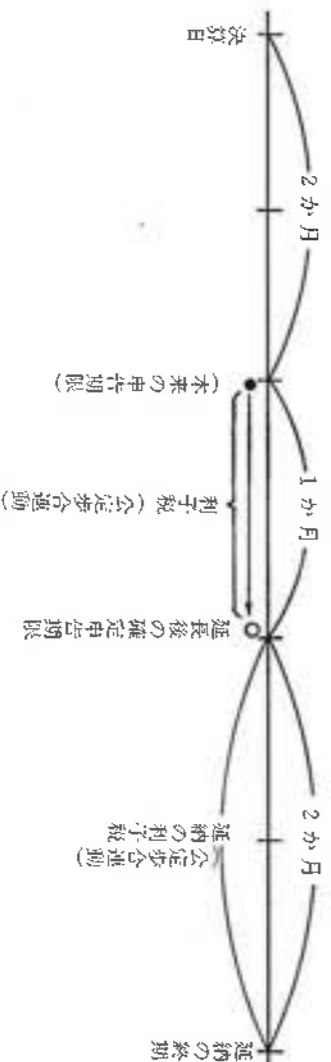
(答) 確定申告書の提出期限の延長の特例制度は、会計監査等のため決算期末から2か月以内に決算が確定しない場合が恒常的に発生すると予想される法人がその対象となる。従って、小法人であっても、会計監査等のため決算の確定が恒常的に期末から2か月後になるというのであれば、特例制度の対象となることとはもち

ろんである。

問4 確定申告書の提出期限の延長の特例を受けている法人について、その延納及び利息税はどうか。

- (答) 1 (1) 第78条の2第1項の確定申告書の提出期限の延長を認められた法人が決算期末から2か月以内に見込納付を行った場合には、その見込納付額を限度として、決算期末から5か月目まで(従って超償は延長後の申告期限から2か月間)延納をすることができる(第78条2第3項)。
- (2) ただし、延納が認められる法人はその残額を延長後の納期限までに精付していなければならない(第78条第2項ただし書)。(注 参照)
- 2 上記の場合において、確定法人税額のうち見込納付額を控除した残額については延長前の法定申告期限から延長後の申告期限まで(通常は1か月間)は提出期限の延長に係る利息税(公定歩合運動)が、また、延納分については延長後の申告期限から延納期限までは延納に係る利息税(公定歩合運動)が課される。
- なお、公定歩合運動の利息税は現在12.775%である。

(注) 延納し得る税額の計算方法は次のとおり。



(本来の申告期限)

利息税(公定歩合運動)

延納の利息税

延納の終期

延長後の確定申告期限

1 55

(単位万円)

算出法人税額	250
税額控除	50
納付法人税額	200
中間納付額	100
「確定法人税額」	100
－「見込納付額」	30
＝「見込納付後の税額」	70
－「延納可能額(見込納付額と同額)」	30
＝延納可能額(見込納付すべき税額)	40

ただし、延戻後の申告期限までに納付すべき税額

(備考) 延納等について現行制度との比較は次のとおり。

- 1 従来、法人税額を全期間限内に即納している法人については、決算書をベースに計算した税額を期末から2か月以内に見込納付すれば、現在と変わらない。
- 2 従来、半分を即納し、半年を3か月間延納していた会社についても、2か月以内に半分を見込納付すれば、残り半分はそれから3か月後に納付することができるので、現在と変わらない。
- 3 従来、7割を即納し3割だけ延納していた法人についても、7割を2か月以内に見込納付すれば残り3割はそれから3か月後に納付することができるので、現在と変わらない。
- 4 従来は半分を2か月以内に納付しないと残り半分の延納が認められなかったのに対し、新しい制度では、2か月以内に例えば3割だけ見込納付すれば、残り7割の納付は1か月間延ばせることになるが、延納できる限度は見込納付された3割までということになるから4割を1か月後に即納しなければならぬことになる。

問5 確定申告書の提出期限の延長の特例を受けている期間につき、利子税が課されるのはどのような理由によるのか。

(答) 1 今回の法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例制度は、商法が

改正されたとはいえず、法人の所得の発生には何ら変わりがないのに、税金の納付が今までより1か月遅れるというのは適当でないこと等の理由から、商法改正によって法人税については得も損も損もしないようにという考えに基づいたものである。

2 ところで、この特例制度の適用を受けない法人は決算日以後2か月以内に申告・納付することとなるので、これとペナルシスを図るため、特例制度の適用を受けて申告期限の延長を認められた期間については利子税が課されることとしたものである。

問6 確定申告書の提出期限の延長の特例を認められている法人は、そうでない法人に比して有利又は不利のいすれになるのか。

- (答) 1 今回の法人税の申告期限の延長の特例制度は、商法が改正されたとはいえず、法人の所得の発生には何ら変わりがないのに、税金の納付が今までより1か月遅れるというのは適当でないこと等の理由から、商法改正によって法人税については得も損も損もしないようにという考えに基づいたものである。
- 2 従って、確定申告書の提出期限の延長の特例を認められている法人についても他の法人と同様決算日以降2か月を経過した日の翌日から、公定歩合と連動した利子税が課されることになっており、特例制度の適用を受けている法人が有利又は不利になるということはない。

社内旅行として沖縄海洋博に行っても課税されません。 /

社内旅行として海洋博に行きたいが税金がかかるのでは？ と考えられている経営者の方も多いと思いますが、大阪万国博の場合と同じように国内的な行事であるということで、課税されることがないことになりました。

しかし課税条件で認められるわけではありません。その社内旅行が役員又は従業員一般を対象に会社のため一定のスケジュールによるものでありかつ、会社の負担金額がその旅行等の費用の額と通常必要であると思われる範囲内のものである場合に限り、課税されないものとなるわけですが、従業員が不参加者(不参加の事由が会社の必要性に基づいたものである場合を除きます。)に対して参加役員料相当の税金を支払った場合には、参加者を含めて全員が給与として源泉課税されることになりまして、異なる点に注意する必要があります。

役員賞与を辞退・返上した場合の取扱い

最近、会社の業績が悪くするためにその責任をとって役員賞与を辞退・返上する例が少くありません。そこで、役員賞与を辞退返上した場合に、法人税や源泉税などの税金を納める必要があるのか、ないのか説明を致します。

役員賞与を辞退・返上しますと、一旦支払が確定した賞与の支給を受ける権利を放棄することになりますので、それらの賞与金額については、法人に贈与があったとみなされ、雑収入に計上しなければなりません。しかし、役員賞与を辞退・返上したからといって、すべてが上記の取扱いに該当するわけではありません。(1)株主総会で役員賞与の支給が決まる前に辞退する場合 (2)株主総会で支給することが決まったが未払のうちに辞退した場合、(但し、各役員ごとに支払額が決定している場合に限る。) (3)すでに支給を受けたあとで返上した場合とでは、取扱いが異なることとなります。まず、(1)の場合については、支払いが確定しておりませんので債務免除には当然に法人に対する贈与とはなりません。(2)の場合については、すでに役員個々の賞与額が確定しており

ますので、辞退すれば会社は受贈益となり雑収入に計上しなければなりません。ここで注意をしなければならぬことは、辞退した役員からは、賞与にかかる源泉徴収をすることです。(3)の場合については、当然(2)の場合と同様の取扱いを受けることとなります。

なお、法人が未払賞与(所得の金額の計算上損金の額に算入されない賞与に限る。)につき取締役会等の決議に基づきその全部又は、大部分の金額を支払わないこととした場合において、その支払わないことが

- (1) 会社の整理・事業の再建及び業況不振のためのものであり
 - (2) その支払われないこととなる金額が、合理的な基準によって決定されたものであるとき
- その支払われないこととなった金額(その賞与について徴収される所得税があるときは、当該税額を控除した金額)については、受贈益を計上しなくともよいこととなっています。

食事の現物給与の改正について

従来、会社が従業員に対し無料で食事を支給した場合その食事の価額の70%相当額が700円以下の場合には課税されませんが、今回の改正ではこの取扱いを廃止するとともに、次のとおり取扱いが定められました。

(1) 課税されない場合

- ① 使用者が役員又は使用人に対し食事を支給した場合その食事の価額の50%以上をその支給を受けた者が自己負担すれば、原則として課税されません。

従って会社が従業員に対し無料で月1,000円相当の食事を支給したとし

ますと、従来の取扱いによれば700円(1,000円の70%相当額)以下となり課税されませんが、改正された取扱いになりますと食事の価額の50%相当額すなわち500円以上の金額を従業員から徴収していただきますので金額(1,000円) 現物給与として課税されることとなります。

- ② ①の取扱いにおいて食事の支給を受けた者の自己負担額が50%以上であれば全く課税問題が生じないわけではなく使用者の負担する限度額が定められています。すなわち使用者が負担する金額は、月額2,500円で打ち打ちになりますので会社が月額2,500円超の負担をすれば金額現物給与として課

税されることとなります。

例えば、会社がある従業員に支給した1カ月の食事の価額が5,000円である場合には会社はその従業員のその食事の価額の50%(2,500円)を食事代として負担させれば、食事の現物給与に対する課税の問題は生じないこととなります。しかし、1カ月の食事の価額が7,000円である場合には会社はその従業員にその食事の価額の50%(3,500円)ではなく少なくとも4,500円を負担させることとし会社の負担額が2,500円以下となるようにしなければ課税の問題を生ずることとなります。

◆講習会開催のご案内◆

昭和50年度

源泉徴収実務講習会受講者募集

主催・(社)豊島法人会源泉部
協賛・豊島税務署

最近、税務署からより現物給与の取扱いや税額計算の方法などについて指導を受け延滞税や加算税などの無駄な税金を納めるケースが増えています。その多くは、税法上の取扱いについての不知または誤った解釈に基づき単純な誤りと言えます。この講座は

無駄な税金を納めることのないように！

源泉徴収実務の専門家を育成するために！

源泉徴収実務の初級から理解し、自信を持っていただけることにも無駄な税金を納めないよう会社担当を指導します。

◎このコースを履修された方には、修了證書をお渡しします。

講師 豊島税務署法源部門統括官・申告指導官

そのほか関係官庁の専門家

—— 講義内容 (主な項目) ——

・源泉徴収のしくみ

(2) 食事の評価

従来の食事の70%減価の取扱いが今回の改正で廃止されたに替りる金額によって評価することになりました。

- ① 使用者が調理して支給する食事の場合にはその食事の材料等に要する直接費の額に相当する金額。
- ② 使用者が購入して支給する食事の場合はその食事の購入価額に相当する金額。

- ・非課税所得
 - ・給与所得の源泉徴収
 - (現物給与・年末調整を含む)
 - ・退職所得の源泉徴収
 - ・報酬・料金の源泉徴収
 - ・利子配当所得の源泉徴収
- 具体的事例をおりませてくださいと説明します。
- なお、この講座のために特に作成した実務解説テキストを受講者の方に限って無料でお分けします。

期 間——
50年9月から51年3月まで (10回に分けて実施)

要 講 料—— 無 料
な お、日時、会場等は後程連絡します。

—— 申込先 ——

法人会事務局
各地区の支部長

東京都豊島税務事務所からのお知らせ

1 法人事業税

○法人事業税に

制限税率を新設

東京の大都市問題を解決する財源を法人企業に負担してもらうため、四九年三月都議会で、資本金一億円超か、年所得一千万円超の法人の事業税を二%から二・四%に引き上げました。

しかし、今回の地方税法の改正で、事業所税の創設を機会に制限税率を新設し、これを標準税率の一・二倍すなわち二・二%としました。このため、都は、二・四%の税率を一〇月から引下げることとなりました。

○申告納付期限の延長の特例と徴収猶予の延滞金

法人が、会計監査を受けるなどで事業年度終了後二ヶ月以内に決算が確定した

ため、確定申告納付ができないときは、申告期限が延長できる特例が設けられ、その場合の徴収猶予の取扱いもかわりました。

また、期限延長された期間中の延滞金と、この場合の徴収猶予の延滞金又は期限延長しない場合の徴収猶予の延滞金は、国の法人税と同じように、日本銀行の基本割引歩合(公定歩合)にスライドして率を定める方法に改正されました。これらの改正は、ことしの四月一日以降終了する事業年度分の法人から適用されます。

(担当課(係) Ⅱ 事業税課法人事業
税係 電話(九八二)一三二二)

2 事業所税

大都市問題などを解決するために、長年大都市自治体が国に要望していた自主財源のひとつとして、都市環境の整備に必要な費用にあてるため、市町村の目的

税として八事業所税Vが創設されました。二・三区内は全域をひとつの市とみなし、都税として課税しますが、その特色は、

- ア 課税地域が大都市とその周辺の指定された市に限られること
- イ 事業所を新増設した人に、一回課税するものと、事業を行なう人に毎年課税するもの二種類あることです。

(1) 事業所用家屋を新、増築した方は東京都の二・三区内の区域内において本年〇月〇日以降二、〇〇〇平方メートルを超える事業所用の家屋を新築又は増築した場合に、建築主が新増築した家屋の床面積一平方メートルにつき五、〇〇〇円の割合で、その事業所用家屋を新増築した日から一ヶ月以内に申告して納めていただくことになっています。

(2) 事業を行っている方は
東京都の23区の区域内において事務所、店舗、工場など(以下「事業所等」

といえます)を設けて事業を行っている法人又は個人のうち、法人にあっては事業年度、個人においては、一月一日から二月三十一日までの期間(以下「算定期間」といいます)の末日現在において、二・三区内の各事業所の合計床面積が一、〇〇〇平方メートルを超える場合には、「資産割」として一平方メートルにつき二、〇〇〇円の割合で、また算定期間の末日現在における二・三区内の各事業所等の従業者の合計数が一〇〇人を超える場合には「従業者割」として算定期間中に支払われた給与総額の一〇〇分の〇・二五の割合で、法人にあっては、算定期間の末日から二ヶ月以内に、個人にあっては、その算定期間の翌年三月三十一日までに申告して納めていただくことになっています。

納税は、申告納付の方法をとります。が、非課税や納税義務の免除、課税標準の特例措置などがあります。

(担当課(係) Ⅱ 事業税課事業所
税主査) 電話(九八二)一三二二

社団法人 豊島法人会 役員 正副支部長名簿

△昭和五〇年六月一日現在▽

△役員▽

役職名	氏名	法人名	所在地	電話
会長	堤清二	西武百貨店	南池袋二一六八	九八一〇二二
副会長	今井剛	今井保全	南大塚二一五二一〇	九八三二四二五
	丸山愛吉	安全自転車	雑司谷二一五二二	九七一〇二二八
	田村健次	田村製作所	要町三三八	九五五二四一四
	高村与作	高村紙業	東池袋二一六九二	九七一〇二二四
	永田宗一	永田宗総本店	池袋二一六九九	九七一〇〇三八
	真々部真光	フヂ商事	要町一九	九七三二〇二二
常任理事	石井信夫	吉田屋	池袋二一三	九七二一六五三八
	須藤八郎	山庄園	池袋二一六九八	九八五二四一八
	関根久太郎	関根建設	東池袋二一六〇一八	九八四一六八九
	三枝直樹	三枝の出食品加工所	東池袋二一六〇一八	九八三二八二八
	水野一雄	美津濃	東池袋四一〇一五	九七一〇六〇〇六
	谷一勇	タニ薬局	東池袋五二一八二〇	九七一〇六二二三
	谷一勇	タニ薬局	東池袋五二一八二〇	九七一〇六二二三

常任理事	氏名	法人名	所在地	電話
	加藤竹次郎	文福	西池袋二一三三	九七一〇二二三
	岡村竹松	千葉屋	西池袋二一三二	九八七二〇八五
	谷口政一	五栄商事	西池袋五二六一五	九八三二六七四
	鈴木常高	セイコーアドバンス	南池袋二一七二五	九八七二五一
	村中義隆	越東	南池袋三二一三	九八四一五九一
	馬場啓介	越後屋	上池袋二一七七一	九一六二六五三九
	井上松蔵	梅花亭	上池袋二一四一三	九一五二七三
	石川良一	富士屋米店	上池袋四一八二七	九一六二五六二二
	川鍋通中	大功夫建設	池袋本町二一五二七	九八六二二九一
	長島浜雄	魚力ストア	池袋本町二一四二	九八六一八六八
	堀田重三	東京本山商会	池袋本町四一三	九八一八八八一
	斉藤直吉	十屋	巣鴨一一八一一	九四六二四四六
	野田博光	扇屋商事	巣鴨一一八一一	九四六二〇六七
	天沼光歳	大東木材	巣鴨五一九一一	九一八二六三〇
	上原利治	上原自動車工業	西巣鴨二二二七	九一八二五四八一
	玉川孝平	玉川砥石工業	西巣鴨二二二二	九一八二七五七一
	平松進	平松材木店	西巣鴨三二二二八	九一〇一九九五六
	鈴木将之	鈴木質店	西巣鴨四二〇一四	九一七二五二四
	佐藤敏一	三栄石油	南大塚二一四八一五	九四四一四〇
	岩田武夫	金文字商会	南大塚二一五二六	九四一三三五四
	岩倉保蔵	岩倉洋服店	南大塚三二四一三	九七一〇二七八二
	武藤猛雄	白バラ堂本舗	北大塚二二四一九	九一八二四五四七

常任理事

花山 滋	花山 工務店	駒込一四四一二	九四五〇二二一
峯村 五三郎	駒込フジ、ネ洋品店	駒込六三三一一	九一七五三三二
松本 正次郎	大東 綿業	高田三三三一一	九八二四一四一
鳥越 卓次郎	徳力 建設	雑司谷一五二二一五	九八四一三五〇一
小野沢 政夫	徳協 和鉄工	雑司谷二八八四〇	九八三三三〇二二
西山 幸次	鶴上 金市川商店	雑司谷三一三一一四	九八三三三一一一
市川 清一	鶴上 泉屋商店	日白一七七一七	九八一八三三八
野崎 嘉男	鶴上 樹米商店	日白五十四一	九五三三三二二六
鴨下 雅男	鶴上 富士電動工機	長崎一三二一七	九五七二二二一
鈴木 武夫	鶴上 植松印刷	長崎一三二一七	九五七二二二〇六
植松 輝一	鶴上 大岩商店	長崎三二二一九	九五三三三二〇一
加登屋 正種	鶴上 渡辺建設	長崎六一〇一二	九五七二六六九三
渡辺 輝	三册 印刷	南長崎一三二二一六	九五一一一六一
河原 高	玉野 自動車工業	南長崎四三二一四	九五一一五四五一
多田 勲	鶴上 倉田精香堂	南長崎五五五十四	九五一一〇一一六
倉田 利男	鶴上 明和工業	要町一一一五	九五七二一一一
奥野 邦比古	鶴上 京北精機製作所	高松一一二一八	九七三二二七一
尾関 二郎	鶴上 武蔵野	千川町二二一五	九七四三三九一五
市倉 宇三郎	鶴上 万平鋼業	池袋一五四五	九七一三二九四五
工藤 厚	鶴上 紅矢食品工業	池袋二一一	九七一三五八一
加藤 泰弘	鶴上 万平鋼業	池袋二一九五八	九七一三三八六八
井越 未吉	鶴上 池袋二一九〇六	池袋二一九〇六	九七一三四五七四

理事

理事

山崎 松治	鶴上 山崎建築	池袋四一四〇二	九七一三三三九
大熊 保次	鶴上 大熊ビル	東池袋一三二一五	九七一三三〇七七
大蔵 昇	鶴上 大蔵商事	東池袋一一二九一	九八三二二五三五
甘利 亀司	鶴上 甘利建築設計事務所	東池袋一一三五一三	九八七三三〇二八
中村 卷三郎	鶴上 中巻海苔店	西池袋二二三二二	九七二一〇八〇三
清水 康滋	鶴上 清水米穀店	西池袋三一五一四	九七二一八七二四
遠藤 喜代治	鶴上 遠藤製餅所	西池袋三一二二八	九七二一七三〇五
松本章三	鶴上 富士屋硝子	西池袋三一三六五	九八四二二六八六
早野 チヨ	鶴上 丸金自転車	西池袋四一一一五	九八一六一六一
望月 晃	鶴上 望月建設	西池袋五一一五六	九八六一一九六一
岸野 政雄	鶴上 池袋青果販売	西池袋五一一二二	九七二一八一五四
柳内 宗次	鶴上 新栄堂書店	南池袋一一二七十七	九八四二二三四五
可児 政信	鶴上 平和堂薬局	南池袋一一二六十六	九七二二三五六
斉藤 福次郎	鶴上 玉屋米店	南池袋二一五一一	九七二一八二六八
上野 正雄	鶴上 上野工務店	池袋本町三一三三四	九七二一五五一五
大場 勇人	鶴上 大場材木店	池袋本町三一五二三	九八六一二八三八
山崎 勇	鶴上 山崎時計貴金属店	池袋本町三一五二三	九八一八二〇五一
竹内 貞男	鶴上 丸	池袋本町三一四一八	九八一八二〇五一
小暮 次雄	鶴上 小暮電設	池袋本町三一三三	九八一八二〇五一
林 厚	鶴上 林時計工業	池袋本町三一三三	九八一八二〇五一
岩崎 三郎	鶴上 岩崎工務所	池袋本町三一三三	九八一八二〇五一
山口 秀夫	鶴上 駒込住宅	池袋本町三一三三	九八一八二〇五一

理	事	金子 昉	關新舎	高田一 一九二四	九七一〇二五
"	"	吉田 康之助	占山硝子店	高田二 一八一六	九八四一三六
"	"	田中 秀和	三島屋	日向三 一四一四	九五二一八八
"	"	田島 良助	三島屋商會	長崎二 一九一九	九五七一三〇
"	"	村山 勝太郎	亀屋	長崎四 一二一一	九五七一二一八
"	"	加藤 永作	永楽堂	要町二 二四一一	九五七二四九
"	"	外口 茂三郎	山口製氷冷蔵	千早町一 一二四	九五七一六一
"	"	小沢 三郎	大同メリヤス	千早町四 一二二	九五七二二六〇
監	事	栗原 薫	錦ジュエエル	上池袋二 一八一〇	九九六七一五
"	"	鈴木 圭弼	鈴木精工務店	東鴨四 一七一五	九一八一六六〇
"	"	鈴木 源三郎	鈴木精密機械工業所	長崎一 一二四一	九七三一一七一

△顧問並びに相談役▽

顧問	佐々木 千里	共和興業	南池袋二 一七二五	九七二一一七四
"	根津 嘉二郎	東武百貨店	西池袋一 一二二五	九八一三二二
"	長田 正一	東京相互銀行	東池袋一 一二九	九八六一一一
"	田村 富美夫	東鴨信用金庫	東鴨二 一〇一五	九一八一一三一
"	浅野 文彰	東京信用金庫	東池袋一 一二二五	九八四一九一一
"	堤 義明	西武鉄道	南池袋一 一六一一	九八四一三二一
"	天田 彦正	白十字	高田一 一三三	九八七二六一
相談役	村松 猛	東京税理士会豊島支部	西池袋三 一三〇一	九八三二四七八
"	大曾根 銈治	大地屋書店	西池袋三 一二九一	九七一四九五九

◆支部長◆

相談役	小松原 勇治	豊島工業	南長崎一 一九一一	九五一一九一三六
"	飯塚 完	高松電鍍工業	高松一 一四	九七三一一八〇
"	山本 秀一	山木商店	西東鴨四 一五一一	九一七一一四八
"	服部 修	ゴーフレット洋菓子店	南池袋一 一二七五	九七一一三六三〇

支 部 名	氏 名	法 人 名	所 在 地	電 話
池袋一	市倉 宇三郎	武蔵野	池袋一 一五四五	九七二二二九四五
池袋二	井越 末吉	倫まるや金物店	池袋二 一九〇六	九七二二四三七四
池袋三	石井 信夫	倫吉田屋	池袋三 一三三八	九七二二六五三八
池袋四	須藤 八郎	倫山庄園	池袋四 一六九八	九八五二四一八八
池袋五	加藤 泰弘	紅矢食品工業	池袋五 一九五八	九七二一三八六八
池袋六	工藤 厚	万平銅業	池袋六 一一一一	九七二一五八一
池袋七	山崎 松治	倫山崎建築	池袋七 一四〇二	九七二一三三三九
池袋八	大蔵 昇	倫大蔵商事	南池袋三 一三二一	九八三二二五三五
池袋九	甘利 亀司	倫甘利建築設計事務所	東池袋一 一三五二	九八七二二〇二八
池袋一〇	三枝 直樹	倫日の出食品加工所	東池袋二 一六〇八	九八三二二八二八
池袋一一	関根 久太郎	倫根建設	東池袋三 一二二六	九八四一六八九一
池袋一二	大熊 保次	倫大熊ビル	東池袋四 一三二五	九七二一三〇七七
池袋一三	水野 一雄	倫美津濃	東池袋五 一〇一五	九七二一六〇〇六
池袋一四	谷 一勇	倫タニ薬局	東池袋六 一八一〇	九七二一六二二三
池袋一五	斉木 勘次	倫新光商事	西池袋一 一八一	九七二一五六五六

西池袋一	第二	加藤 竹次郎	(株)	文	福	西池袋一―三三―一	九七二―二三三三
西池袋二		中村 卷三郎	(株)	中 卷 海 苔 店		西池袋二―三二―二	九七二―〇八〇三
西池袋三	第一	松本 章三	(株)	富士屋 硝子 所		西池袋三―二六―五	九八四―二六八六
西池袋三	第二	遠藤 喜代治	(株)	遠藤 製 硝 所		西池袋三―二二―八	九七二―七三〇五
西池袋四		早野 チョ	(株)	九金白 転車 工業 所		西池袋四―二二―五	九八一―一六四一
西池袋五		望月 晃	(株)	望月 建 設 所		西池袋五―一五―六	九八六―一九四一
南池袋一	第一	柳内 宗次	(株)	新栄堂 書 店		南池袋一―二七―七	九八四―二三四五
南池袋一	第二	可児 政信	(株)	平和堂 薬 局		南池袋一―二六―六	九七一―二三五六
南池袋二	第一	鈴木 常高	(株)	セイコーア 卜ンス		南池袋二―二七―五	九八七―五一一一
南池袋二	第二	斉藤 福次郎	(株)	玉 屋 米 店		南池袋二―一五―三	九七一―八二六八
南池袋三・四		村中 義隆	(株)	東 米 仲		南池袋三―一三―三	九八四―一五九一
上池袋一		馬場 啓介	(株)	越 後 屋		上池袋一―一七―一	九一六―六五三九
上池袋二		柴原 薫	(株)	シ ュ エ ル		上池袋二―一八―〇	九一六―七一一一
上池袋三		井上 松蔵	(株)	梅 花 亭		上池袋三―一四―三	九一五―三三七一
上池袋四		石川 良一	(株)	富士屋 米 店		上池袋四―一八―一七	九一六―五六二二
池袋本町一		川鍋 通中	(株)	大 功 建 設 所		池袋本町一―一五―二七	九八六―二九一一
池袋本町二		長島 浜雄	(株)	魚力 ストア		池袋本町二―一四―二	九八六―一八六八
池袋本町三		上野 正雄	(株)	上野 工 務 店		池袋本町三―一三―四	九七二―五五一一
池袋本町四		堀田 重三	(株)	東京本 山 商 会		池袋本町四―一三―三	九八一―一八一
栗 鴨一		齐藤 直吉	(株)	十 一 屋		栗 鴨一―一八―一一	九四六―四四六六
栗 鴨二		山 栢 勇	(株)	山栢時 計 貴 金属 店		栗 鴨二―一一―二	九一八―二〇五一
栗 鴨三		竹内 貞男	(株)	丸 一		栗 鴨三―一四―一八	九一八―七五四六

栗 鴨四		鈴木 圭次	(株)	鈴木 圭 工 務 店		栗 鴨四―一七―五	九一八―一六六〇
栗 鴨五		天沼 光蔵	(株)	大 東 木 材 所		栗 鴨五―一九―一	九一八―一六三六
西栗鴨一		上原 利治	(株)	上原自 動 車 工 業 所		西栗鴨一―二二―七	九一八―一五四八
西栗鴨二		玉川 孝平	(株)	玉川 砥 石 工 業 所		西栗鴨二―二二―一	九一八―一七五七
西栗鴨三		平松 進	(株)	平松 材 木 店		西栗鴨三―二二―八	九一〇―九九五六
西栗鴨四		鈴木 将之	(株)	鈴 木 質 店		西栗鴨四―二〇―四	九一七―五二四一
南大塚一		佐藤 敏一	(株)	三 栄 石 油 所		南大塚一―四八―一五	九四四―一四〇一
南大塚二		岩田 武夫	(株)	金 文 字 商 会		南大塚二―一五―一六	九四一―三五一四
南大塚三		岩倉 保蔵	(株)	岩倉 洋 服 店		南大塚三―四四―一三	九七一―二七八二
北大塚一		林 厚	(株)	林時 計 工 業 所		北大塚一―二八―一三	九一八―一五二三七
北大塚二・三		武藤 猛雄	(株)	白バ ラ 堂 本 舗		北大塚二―四一―九	九一八―一四五四七
駒込一		佐久間 政義	(株)	オリエンタルブ ロック 所		駒込一―一六―一九	九四六―〇三六一
駒込二・三・四		山口 秀夫	(株)	駒込 住 宅 所		駒込二―三三―二二	九一〇―三三二〇
駒込五・六・七		峯村 五三郎	(株)	フジミ 洋 品 店		駒込六―三三―一	九一七―五三三二
高田一		金子 昉	(株)	開 新 舎		高田一―一九―二四	九七二―〇二五一
高田二		天川 彦正	(株)	白 十 字 所		高田二―三三―三	九八七―六一一一
高山三		松本 正次郎	(株)	大 東 綿 業 所		高山三―三三―一	九八二―四一四一
日白一・二		市川 清一	(株)	上金 市 川 商 店		日白一―一七―一七	九八一―一八三三八
日白三		田中 秀和	(株)	田 中 屋		日白三―一四―一四	九五三―一八八八
日白四・五		野崎 嘉男	(株)	泉 屋 商 店		日白四―一四―一	九五三―一三二六
難司ヶ谷一		鳥越 卓次郎	(株)	徳力 建 設 工 業 所		難司ヶ谷一―一五―二一	九八四―一三五〇
難司ヶ谷二		小野沢 政夫	(株)	協 和 鉄 工 所		難司ヶ谷二―一八―一四	九八三―一三〇二二

難波ヶ谷三	西山幸次	御鈴木精密機械工業所	難波ヶ谷三二二一四	九八三二二一五
長崎一	鈴木源三郎	御三島屋商店	長崎二二四一六	九七三二一七一
長崎二	植松輝一	御植松印刷所	長崎三二二一九	九五七二〇三九
長崎三	村山勝太郎	御大岩商店	長崎四二二一一	九五七二二一八
長崎四	加登屋正種	御渡辺建設	長崎六一〇一一	九五七二六六九三
長崎五・六	渡辺輝	御三朋印刷	南長崎一三二一六	九五一一二六一
南長崎一・二	河原高	御玉野自動車工業	南長崎四三二一四	九五一一五四五
南長崎三・四	多田勲	御倉田精香堂	南長崎五五五十四	九五一一〇一六
南長崎五・六	倉田利男	御永楽堂	要町一一五	九五七一一一一
要町一	加藤永作	御明和工業	要町二二四	九五七二四九五三
要町二・三	奥野邦比古	御山口製氷冷蔵	高松一一二一八	九七三二二七一
高松一・二・三	外口茂三郎	御大同メリヤス	千早町二二四	九五七一一一六
千早町一・二	小沢三郎	御京北精機製作所	千早町四一八	九五七二二一六〇
千早町三・四	尾関二郎		千川町二一五	九七四一三九一五
千川町一・二				

◆副支部長◆

支部名	氏名	法人名	所在地	電話
池袋一	西山稔	西光園	池袋二一五一六	九八四一六六六六
池袋二	西岡平吉	村山屋食品	池袋二一六二三	九七二一五七七五
池袋三	杉山栄之助	御杉山呉服店	池袋二一八九六	九七二一五九七四
池袋四	後藤昌弘	御丸	池袋二一九一〇	九八六一五五三二

支部名	氏名	法人名	所在地	電話
池袋一	長谷川民彦	エッセスエス工業	池袋二一八九三	九八五一一〇七一五
池袋二	池田幸隆	御三幸食堂	池袋二一一	九七二一三五〇一
池袋三	渡辺茂	御渡辺電気工業所	池袋二一七	九八六一五六〇六
池袋四	市川啓次	御金子園	池袋二一一三一二	九八一七七三三
池袋五	佐久間正雄	御佐久間メリヤス機械製作所	池袋二一一〇六四	九八二一四八九〇
池袋六	大岡博	御酒井工業	池袋二一五	九七二一二二七五
池袋七	酒井重一	御角口酒	池袋二一六四五	九八二一八九一七
池袋八	村松達雄	御丸幸かしわざき	池袋二一九八三	九八二一四〇〇七
池袋九	柏崎慶次郎	御丸幸かしわざき	池袋二一九八三	九八四一三三二一
池袋一〇	雨宮昭雄	御丸幸かしわざき	池袋二一九八三	九七二一七四七三
池袋一一	里見正平	御里見製作所	池袋二一一〇二六	九七二一九六九四
池袋一二	明石スミ江	御トポヤ建設機工	池袋二一九六九	九七二二八五二
池袋一三	工藤正	御杉橋登工業	池袋二一一〇四五	九八三二三〇四一
池袋一四	杉橋保隆	御池袋中通り商店街振興組合	池袋二一一〇五三	九七二二二九九八
池袋一五	仙浪博	御佐生商店	池袋二一一〇三七	九七二二五六五二
池袋一六	佐生孝	御大喜屋	池袋四一四六二	九八六一一七三一
池袋一七	大木武治	御佐久間建設	池袋四一四〇〇	九七二一四〇八六
池袋一八	佐久間正一	御浅野商事	池袋四一四〇〇	九七二一四〇八六
池袋一九	山内真二	御三洋商事	池袋四一四一五	九八二一八二八五
池袋二〇	五味哲雄	御恩田園	池袋四一四一四	九七二一一九〇〇
池袋二一	恩田正雄		池袋四一四一四	九七二一一九〇〇
池袋二二	前島勲		池袋四一四一四	九八三一一八〇〇

東池袋一	第一	上原哲也	(株)パールミドリヤ	南池袋一―二七―八	九七一―四八九五
東池袋一	第二	菅沢伝寿	池袋温泉(株)	東池袋一―四二―八	九八二―四二二六
東池袋一	第一	高島正吉	(株)まつつや	東池袋一―四四―一五	九七一―四九三八
東池袋一	第二	矢沢博	(株)整巧社	東池袋一―三五―五	九七一―七八三六
東池袋一	第二	堀口昌利	(株)堀口商店	東池袋一―四六―一三	九八七―〇八〇一
東池袋一	第一	津島いちの	(株)津島酒造	東池袋二―六一―一	九七一―三五四〇
東池袋二	第一	坂村三吉	(株)坂村商店	東池袋二―六〇―一	九七一―三九二四
東池袋二	第一	田中喜之吉	(株)田中製糊所	東池袋二―六〇―九	九八七―一〇八八
東池袋二	第一	福田昭造	福田企業(株)	東池袋二―六〇―一三	九七一―七一八五
東池袋二	第二	佐藤庄太郎	(株)佐藤庄工務店	東池袋二―三一―一	九七一―六八三六
東池袋二	第二	押木忠太	(株)押木商店	東池袋二―四四―一二	九八一―一五二九一
東池袋二	第二	北島猛	(株)北島電設	東池袋二―三九―一三	九七一―二三四八
東池袋二	第二	神山岩松	(株)神山商店	東池袋二―二二―二	九八七―三七五一
東池袋二	第二	大越久造	(株)大越工務店	東池袋二―二六―六	九八三―二三六一
東池袋二	第二	小平国一	(株)山手タイル商會	東池袋二―五四―一	九八四―一四二五
東池袋二	第二	山口彦八	(株)山口紙器製作所	東池袋二―五四―二	九七一―一五四〇八
東池袋三		安藤貞雄	(株)安藤商店	東池袋三―一〇―二	九七一―〇四六四
東池袋三		鈴木利一	鈴木工業(株)	東池袋三―二三―一二	九八四―三五四一
東池袋四		小林栄一	(株)小林木工所	東池袋四―三二―一	九七一―〇六五二
東池袋四		高橋俊平	(株)あけぼの	東池袋四―二七―一四	九七一―三八六四
東池袋四		若井紀雄	(株)若井家具製作所	東池袋四―三九―一三	九七一―二七五八
東池袋五		半田重夫	(株)半田商會	東池袋五―七―二	九八四―二六七六

東池袋五		吉沢寿雄	(株)完寿堂	東池袋五―八一―三	九八四―四四三八
東池袋五		大橋作蔵	(株)ダスキンスーパービス	東池袋五―三六―六	九八五―七八一四
東池袋五		吉野興次	(株)吉野牛乳店	東池袋五―五一―一〇	九七一―二七三八
東池袋五		岡島四郎	(株)岡島印刷	東池袋五―三五―九	九八七―一〇六一
西池袋一	第一	飯田銀三郎	(株)壽商亭	西池袋一―三三―七	九七一―七〇六七
西池袋一	第一	大内隆	(株)三美春	西池袋一―三三―五	九八五―五二一六
西池袋一	第一	齊藤助治	(株)三原堂	西池袋一―二〇―四	九七一―一八〇八〇
西池袋一	第一	鷺山誠之	(株)ノトヤ	西池袋一―一九―七	九八六―〇五五五
西池袋一	第二	山崎金次郎	(株)みかど食堂	西池袋一―二二―六	九八五―一四二九
西池袋一	第二	松本正	(株)秋田屋商店	西池袋一―四二―八	九七一―四三二二
西池袋一	第二	西形千代松	(株)千登利	西池袋一―三七―一五	九七一―一六七八一
西池袋一	第二	岩川甚一	(株)オリジシ	西池袋一―三五―三	九八一―四八九四
西池袋二		岡村竹松	(株)千葉屋	西池袋二―三一―二三	九八七―二〇八五
西池袋三	第一	小泉裕美	小泉電機(株)東京支店	西池袋三―五―六	九八六―二三三一
西池袋三	第一	川野敏郎	(株)ポラ化粧品本舗	西池袋三―三―一	九八六―六二三一
西池袋三	第二	清水康滋	(株)清水米穀店	西池袋三―一〇―七	九七一―二五〇三
西池袋四		鈴木朋一	(株)三朋商店	西池袋二―九―三	九七一―一九六六九
西池袋四		羽場龟利	(株)共同化工	池袋四―六一―九	九八二―六二〇〇
西池袋五		春谷吉弥	(株)寿美化吉	西池袋五―一―一五	九七一―〇三三九
西池袋五		斉藤秀夫	(株)大黒屋家具店	西池袋五―一三―一	九七一―四五一七
西池袋五		河野克己	(株)河野製作所	西池袋五―二六―二	九五七―九二六七
西池袋五		佐藤吉弘	日本理装工業(株)	西池袋五―二六―五	九七四―三九六一

西池袋五	今村与市	今村産業	西池袋五十一三三三	九七二一一二四一
西池袋五	江上徳啓	江上モーター	西池袋五十一四一七	九七二一六二九三
南池袋二 第一	熊崎淑夫	共和興業	南池袋二一三七一五	九七二一一一七四
南池袋二 第一	福井敏雄	武蔵塗料	南池袋二一三〇一六	九八一六六一九一
南池袋二 第二	中野稔	ニューナカノ	南池袋二一三二一五	九八一〇〇二〇
南池袋三・四	高田一郎	サトウ	南池袋三一四一九	九八二二九〇七
南池袋三・四	佐藤義郎	東京建材工業	南池袋三一三三六	九八三三八三二二
南池袋三・四	榎本正義	蘆藤電気工業	南池袋三一四一一一	九八三三三九〇九
上池袋一	小倉健太郎	童心社	上池袋二一四五一七	九一六一三二四一
上池袋一	渡辺孝	小林工務店	上池袋二一四五一七	九一六一三二四一
上池袋一	小林信吉	小民酒器店	上池袋二一四五一七	九一六一三二四一
上池袋一	草間善一	升民酒器店	上池袋二一四五一七	九一六一三二四一
上池袋一	飛川正次	日栄陶器店	上池袋二一四五一七	九一六一三二四一
上池袋一	石田安次郎	石山商店	上池袋二一四五一七	九一六一三二四一
上池袋二	磯貝兌雄	足柄製版印刷	上池袋二一四五一七	九一六一三二四一
上池袋二	高濃辰雄	高濃製菓	上池袋二一四五一七	九一六一三二四一
上池袋二	野木実	野本印刷	上池袋二一四五一七	九一六一三二四一
上池袋三	石川保忠	石川寝具店	上池袋三二二九一四	九一六一三二四一
上池袋三	高瀬和璋	高瀬商店	上池袋三二二九一四	九一六一三二四一
上池袋四	山本成次	武蔵屋商店	上池袋四二二六六七	九一六一三二四一
池袋本町一	寺島満	ススム共同計算センター	池袋本町一一八二三	九八六一五四六六
池袋本町一	藤森四郎	藤森電機製作所	池袋本町一一一一〇	九八六一六三〇一

池袋本町一	成田正八	成田電気商会	池袋本町一一三三三	九九八一四〇五三
池袋本町一	藤森重己	東都防疫	池袋本町一一三四一〇	九八一八八九七
池袋本町一	中村豊	中村衣裳店	池袋本町一一三八一七	九七一五九一七
池袋本町二	藤喜代松	藤電気工業	池袋本町二二二八一三	九八六三三四五六
池袋本町二	綿貫純一	綿貫木材	池袋本町二二六一一五	九八四一八五五一
池袋本町三	北村康男	北村捺染工場	池袋本町三二二二二五	九七一三三六九〇
池袋本町三	大場勇	大場材木店	池袋本町三二二二二五	九八六一二八三八
池袋本町三	古川芳弘	進弘運輸	池袋本町三二二二二五	九七一五〇一
池袋本町四	松崎一男	松崎工業	池袋本町四一四五一八	九七一五七五一一
池袋本町四	野口英男	八興製作所	池袋本町四一四五一八	九七一五七五一一
池袋本町四	勝呂省太郎	カッポ	池袋本町四一四五一八	九八六一二八三八
池袋本町四	藤井利治	フジ井人形	池袋本町四一四五一八	九八六一二八三八
池袋本町四	荒井正三郎	荒井楽器店	池袋本町四一四五一八	九八六一二八三八
池袋本町四	栗原武七	栗原商店	池袋本町四一四五一八	九八六一二八三八
池袋本町四	石川松造	石川ランドリ	池袋本町四一四五一八	九八六一二八三八
池袋本町四	阪上正吉	市松	池袋本町四一四五一八	九八六一二八三八
池袋本町四	天野義雄	天野材木店	池袋本町四一四五一八	九八六一二八三八
池袋本町四	久保公司	久保電話機	池袋本町四一四五一八	九八六一二八三八
池袋本町四	吉村祥一	みどり商会	池袋本町四一四五一八	九八六一二八三八
池袋本町四	遠藤輝男	遠藤商会	池袋本町四一四五一八	九八六一二八三八
池袋本町四	浦本利一	浦島	池袋本町四一四五一八	九八六一二八三八
池袋本町四	岡部誠	岡部商店	池袋本町四一四五一八	九八六一二八三八

果鴨二	遠藤勉夫	備	駿河屋	果鴨二一一六	九一七―五五七一
果鴨三	岡島武	備	岡島材木店	果鴨三一二一三	九一八―四一〇七
果鴨三	大塚博一	備	大塚工場	果鴨三三六一	九一八―五三二一
果鴨三	山村源七	備	山村商店	果鴨三二七七八	九一七―五三三二
果鴨三	桑山正義	備	町尾見商店	果鴨四一二二二	九一八―二五三一
果鴨四	尾見中	備	尾見商店	果鴨四一七十六	九一〇―三五八四
果鴨四	山本一	備	八千代食品	果鴨四一二四一二	九一七―三六二六
果鴨四	井上貞三	備	井上洋服店	果鴨四一五一一〇	九一七―〇五五〇
果鴨四	藤巻郁夫	備	カオ―堂眼鏡店	果鴨四一二二七	九一七―五七二一
果鴨五	遠山満寿	備	東京住宅建設	果鴨四一二八―一七	九一〇―一五〇六〇
南大塚三	藤原正義	備	藤原工務店	果鴨五一一五―一九	九一〇―一三六二四
南大塚三	中島卓	備	中島商店	南大塚三―五〇―一五	九七二―一四二七六
南大塚三	鈴木要	備	高津産業	南大塚三―三九―一九	九七二―一三八七二
北大塚一	堤欽一	備	武蔵屋呉服店	南大塚三―五二―一六	九七二―一四八八八
北大塚一	篠崎利一	備	消防設備工業	北大塚一―一四―一二	九一五―一六〇〇
北大塚一	野山光男	備	旭光商事	北大塚一―二七―一三	九一八―二二一〇
北大塚一	中村重樹	備	中村工業	北大塚一―三四―一二	九一〇―二九九二
北大塚二・三	吉村順一	備	三孫酒造	北大塚二―一八―一一	九一七―三七三三
北大塚二・三	亀井周平	備	龜井印刷	北大塚二―一九―一六	九一八―七六一一
駒込五・六・七	宮下正信	備	川口屋	駒込二―一四―一五	九一七―三四八八
駒込五・六・七	戸沢為利	備	川口屋	駒込七―一五―一〇	九一八―二七〇二
高田一	椎貝日郎	備	中橋商事	高田一―一七―二二	九八七―四〇四一

西果鴨四	田島章江	備	正法院	西果鴨四―八―一	九一七―二三六〇
南大塚一	杉山正夫	備	杉山モーターズ	南大塚一―二二―二	九四一―三三五一五
南大塚一	加藤修男	備	テ―ラー加藤	南大塚一―二二―一	九四四―四四二八
南大塚一	東原博成	備	橋本屋	南大塚一―二二―八	九四四―二二二一
南大塚一	可児文雄	備	丸勝	南大塚一―四六―一二	九四二―一三九〇
南大塚一	篠塚泰尚	備	篠塚製作所	南大塚一―三〇―二五	九四六―五六六一
南大塚二	竹田清一	備	フロンスヤ	南大塚二―三三―五七	九四一―九五九八
南大塚二	小林徳七	備	金寿	南大塚二―二五―一一	九四四―五一一〇〇
南大塚二	田島正明	備	田島屋酒店	南大塚二―二二―一〇	九四五―二二三三
南大塚二	島海菊雄	備	菊屋ペーカリー	南大塚二―三二―一〇	九四六―〇一七一
南大塚二	田辺伝蔵	備	東京屋酒店	南大塚二―二五―一三	九四一―三三八〇三
雑司ヶ谷一	戸田耕作	備	戸田モーターズ	雑司ヶ谷一―四八―一四	九五二―〇三七五
雑司ヶ谷一	五味正明	備	ポンジー化粧品本舗	雑司ヶ谷一―三四―二四	九七二―一六三四一
雑司ヶ谷二	神田泰一	備	神田興産	雑司ヶ谷二―八―四〇	九七二―〇三九一
雑司ヶ谷二	木村広志	備	高田商事	雑司ヶ谷二―一四―一〇	九八七―三六一八
雑司ヶ谷三	志村正雄	備	志村菜生堂	雑司ヶ谷三―二一―三九	九八四―八三六一
雑司ヶ谷三	川田六郎	備	三ッ塩舎蓄電池	雑司ヶ谷三―一〇―一三	九七二―一五八五八
長崎一	鴨下雅男	備	堀江米商店	長崎一―二二―七	九七三―四三二一
長崎二	堀江健寿	備	堀江材木店	長崎二―二〇―一九	九五七―三五八六
長崎三	加藤久作	備	長崎食品	長崎二―二二―二	九五七―二〇五二
長崎三	西部善之	備	中越自動車用品	長崎三―二三―一七	九七三―二二三三
長崎四	山崎年男	備	豊島造花工業	長崎四―四八―一三	九五七―四二七九

高田一	村上 一郎	ミクニ工業	高田一 一五二	九八七 二六〇六
高田二	吉田 庫之助	吉田硝子店	高田二 一八一二	九八四 二三六一
高田三	清水 貢	清水包装	高田三 二二一四	九七二 一五七四一
高田三	大島 準治	高島屋大島商店	高田三 一三六一九	九八四 一三六三
高田三	大沢 敏夫	大沢自動車	高田三 一三六一七	九七二 一六七一
日白一・二	神林 孫市	神醉屋万商店	日白一 一三八一三	九七二 一四四〇八
日白一・二	雨宮 広治	雨宮設備工業	日白一 一九一三	九八六 一五四二一
日白一・二	奈良部 つね	奈良部和裁研究所	日白一 一三三一一	九五三 一三七四一
日白三	沢田 きよ	日白金子園	日白三 一五一一二	九五三 一〇四四
日白四・五	箱田 政喜	星 光 印刷	日白五 一三二二	九五四 一三三四
日白四・五	松原 尚夫	松 原 商店	日白五 一五一一二	九五五 一五〇五五
果鴨五	藤ヶ谷 政明	藤ヶ谷 商店	果鴨五 一九一〇	九一〇 一四〇三四
果鴨五	鈴木 孝雄	鈴 木 商店	果鴨五 一六一一〇	九一八 一三四四五
西果鴨一	河村 平一	河村機械工業所	西果鴨一 一四一七	九一五 一五三四
西果鴨一	酒井 慶造	酒 井 商店	西果鴨一 一四一三	九一七 一〇七六八
西果鴨一	日比 辰三郎	日 章 機械	西果鴨一 一四一八	九一八 一六五〇一
西果鴨二	成田 弥広	成 田 屋	西果鴨二 一七二四	九七二 一三〇五七
西果鴨二	奥村 淳二	奥 村 一 屋 商店	西果鴨二 一三四一一	九一〇 一三二七八
西果鴨二	上村 真一	上村靴下工業	西果鴨二 一八二二	九一七 一〇六四一
西果鴨三	上田 喜一	上 田 金 屋	西果鴨三 一五一一〇	九一七 一〇六〇六
西果鴨三	小林 友作	小 林 木 材	西果鴨三 一三三一一〇	九一七 一五一九三
西果鴨四	高田 敏一	高 田 本 酒 店	西果鴨四 一三三一一八	九一五 一七七八

長崎四	横田 秀吉	横 足 立 屋 煎 豆 店	長崎四 一七一一七	九五七 一六四二八
長崎五・六	田島 昇	田 島 瓦 工 業 所	長崎五 一三三一一一	九五七 一五六三〇
長崎五・六	村松 孝	村 松 設 備 工 業 所	長崎六 一八一八	九七二 一〇五〇
南長崎一・二	足立 俊夫	足 立 金 物 店	南長崎一 一四一四	九五二 一三〇四
南長崎一・二	植木 格	東 邦 化 成 産 業 所	南長崎一 一五二五六	九五三 一〇二二二
南長崎三・四	木村 恵一	木 村 材 木 店	南長崎三 一九一九	九五〇 一〇二二八
南長崎三・四	喜内 信太郎	喜 内 製 作 所	南長崎三 一六一一八	九五二 一五七一六
南長崎三・四	斉藤 公三郎	大 西 体 育 所	南長崎三 一三八一一〇	九五二 一四九二二
南長崎五・六	米原 頼一	米 原 商 店	南長崎五 一九一三	九五二 一三九一七
南長崎五・六	島田 豊治	島 田 白 運 輸	南長崎六 一三三五	九五三 一三〇九〇
要町一	相田 松太	相 田 大 正 軒	要町一 一五	九五七 一三七九三
要町二・三	玉置 熊雄	玉 置 薬 局	要町二 一二五	九五七 一三九九七
要町二・三	阿部 益久	阿 部 豊 島 屋 商 店	要町三 一一一	九五七 一三九四八
高松一・二・三	塚田 孝雄	塚 田 木 工 所	高松一 二二七	九五五 一五四四四
千早町一・二	元井 富次	元 井 鍍 金 工 場	千早町一 一三三〇	九七三 一〇〇五八
千早町一・二	西島 俊男	西 島 工 業 所	千早町一 一三三八	九五七 一〇二九五
千早町三・四	石井 陽一	石 井 工 業 所	千早町三 一四一八	九五七 一六八一二
千早町三・四	城宝 正夫	上 田 メ リ ヤ ス 酒 店	千早町四 一八	九五七 一六八一二
千早町三・四	森山 利作	森 山 ハ ミ ル ト 本 社	千早町三 一八	九五七 一三三一
千川町一・二	伊丹 唯一	伊 丹 製 作 所	千川町一 二二二	九七三 一三三四
千川町一・二	伊藤 友久	伊 藤 紙 原 商 会	千川町一 一一〇	九七三 一三九九二
千川町一・二	堀部 信輝	堀 部 食 品 製 造 所	千川町一 二一七	九五七 一三二二八

◆業種部会長◆

組合名	氏名	法人名	所在地	電話
酒販組合	岡村竹松	千葉屋	西池袋二二三—一三三	九八七—二〇〇五
	吉村順一	三孫酒	北大塚二一八—一	九一七—三七三三
木材組合	大場勇人	大場材木	池袋本町三—五—二三	九八六—二八三八
	天沼光歳	大東材	東池袋三—一〇—一七	九一八—六三六一
	竹越勝太郎	竹越呉服	東池袋三—一〇—一七	九七—一七七九三
呉服組合	坂川欽一	武蔵屋呉服	南大塚三—五—二六	九七—一四八八八
浴場組合	香川茂	豊島浴場	東池袋四—五—一二	九七—一六二一一
	中村誠	高松興業	東池袋四—一三—一九	九一七—五七七三
青果卸組合	横山直高	豊島市場青果卸組合理事長	東池袋四—一三—一九	九一八—〇〇九八
	岸野政雄	池袋青果販売	東池袋四—一三—一九	九七—一八—一五四
青果小売組合	牧田勝行	豊島青果販売	南長崎二—一四—一二	九七—一八—一五四
米穀組合	清水康滋	池袋青果販売	西池袋三—一〇—一七	九七—一八—一五四
	篠田金之助	池袋青果販売	駒込六—二七—一五	九一八—五二七八
宅建組合	野田博光	東池袋二—一三—八二	東池袋二—一三—八二	九四六—〇六七一
	古屋勝雄	東池袋二—一三—八二	東池袋二—一三—八二	九七—一〇—三九九
電気組合	小倉次雄	東池袋二—一三—八二	東池袋二—一三—八二	九一八—五三八六
トラック運送組合	嶋田豊治	東池袋二—一三—八二	東池袋二—一三—八二	九五三—三〇九〇
管工事組合	山本大郎	東池袋二—一三—八二	東池袋二—一三—八二	九一三—七五七六
食肉組合	岩崎三郎	東池袋二—一三—八二	東池袋二—一三—八二	九一八—六三四一
	渡辺直一	東池袋二—一三—八二	東池袋二—一三—八二	九七—一八—八五七
	浅葉喜久雄	東池袋二—一三—八二	東池袋二—一三—八二	九一〇—一八〇—一八
	安川義蔵	東池袋二—一三—八二	東池袋二—一三—八二	九四七—五七三五

豊島税務署職員名簿並びに配置図

(昭和五十年七月十八日現在)

(所在地) 東京都豊島区西池袋三ノ三二ノ二番地
電話 東京(九八四)二二七一番(代表)

職名	氏名	所在地	電話
署長	日向堅二	野川義光	
副署長(総務課)	山田芳郎	竹内五郎	
“(法源)”	篠崎鏡三郎	佐々木毅	
“(所資)”	横内正治	山下悦子	
総務課		伊藤貞子	
総務課長	菅根英	細谷キヨ子	
総務課長補佐	山田守三	山城吉秋	
課長付	山田録郎	結城幸秋	
課長	井上晃	村上幸子	
課長	吉村昇二	秋葉京子	
課長	市成佐代子	高山啓司	
課長	入川正剛	坪井正孝	
課長	小沢百合子	恩田善雄	
課長	市川弘規	竹内弘吉	
課長	小畑厚	黒田大輔	
課長	飯田京子	山岸一男	
課長	高橋敏男	石橋康夫	
課長	高橋敏男	武田信博	
管理徴収第一部			
管理徴収第一部門			
統括国税徴収官			
統括上席国税徴収官			
上席国税徴収官			
国税徴収官			
管理徴収第二部門			
統括国税徴収官			
統括上席国税徴収官			
上席国税徴収官			
国税徴収官			
管理徴収第三部門			
統括国税徴収官			
統括上席国税徴収官			
上席国税徴収官			
国税徴収官			

管理徴収 第四部門

統括国税徴収官 林 喜久次
上席国税徴収官 原 田 富 雄
国税徴収官 坂 場 昭 昭
見 藤 仲 寛
大 野 寛
山 木 公 生
中 村 実 志
能 川 和 夫
伊 東 武 司
山 王 丸 清 春
長 野 孝 義

所得稅 第一部門

統括国税調査官 饗 場 文 男
（所得稅担当）
統括上席国税調査官 大 野 吉 之 助
上席国税調査官 大 野 武 利
菅 野 彦 治
船 越 日 出 子
篠 崎 早 苗
小 島 晴 子
吉 沢 秀 樹
佐 藤 綱 男

資産稅部門

統括国税調査官 堀 内 隆 雄
上席国税調査官 池 内 市 左 門
篠 原 一 郎
蜂 谷 七 郎
竹 下 実 男
琵琶坂 義 勝
吉 野 正 博
奥 山 光 雄
原 田 幸 生
鎌 田 光 則
中 山 美 穂
阿 保 秋 声

源泉所得稅 第一部門

統括国税調査官 神 作 亨
統括上席国税調査官 淺 見 雄 二
上席国税調査官 中 村 忠 司
国税調査官 宮 下 武 子
三 上 武 子
溝 越 信 行
保 科 正 人

（資料担当）

上席国税調査官 町 屋 正 晴
国税調査官 鈴 木 鈿 蔵
竹 田 津 多 子
見 玉 清 一
菅 野 恒 雄
平 松 敏 之
外 勢 勝 利

所得稅 第二部門

統括国税調査官 後 藤 英 司
上席国税調査官 日 沼 初 男
国税調査官 奥 山 和 幸
熊 谷 祐 治
花 田 文 人
久 常 薰
星 千 秋
統括国税調査官 伊 藤 徹 男
上席国税調査官 根 岸 昭 二

所得稅 第三部門

統括国税調査官 小 泉 喜 代 子
平 山 良 治
松 田 熱 子
江 島 博 幸
山 中 速 人
森 俊 雄
島 山 淳 二

源泉所得稅部門

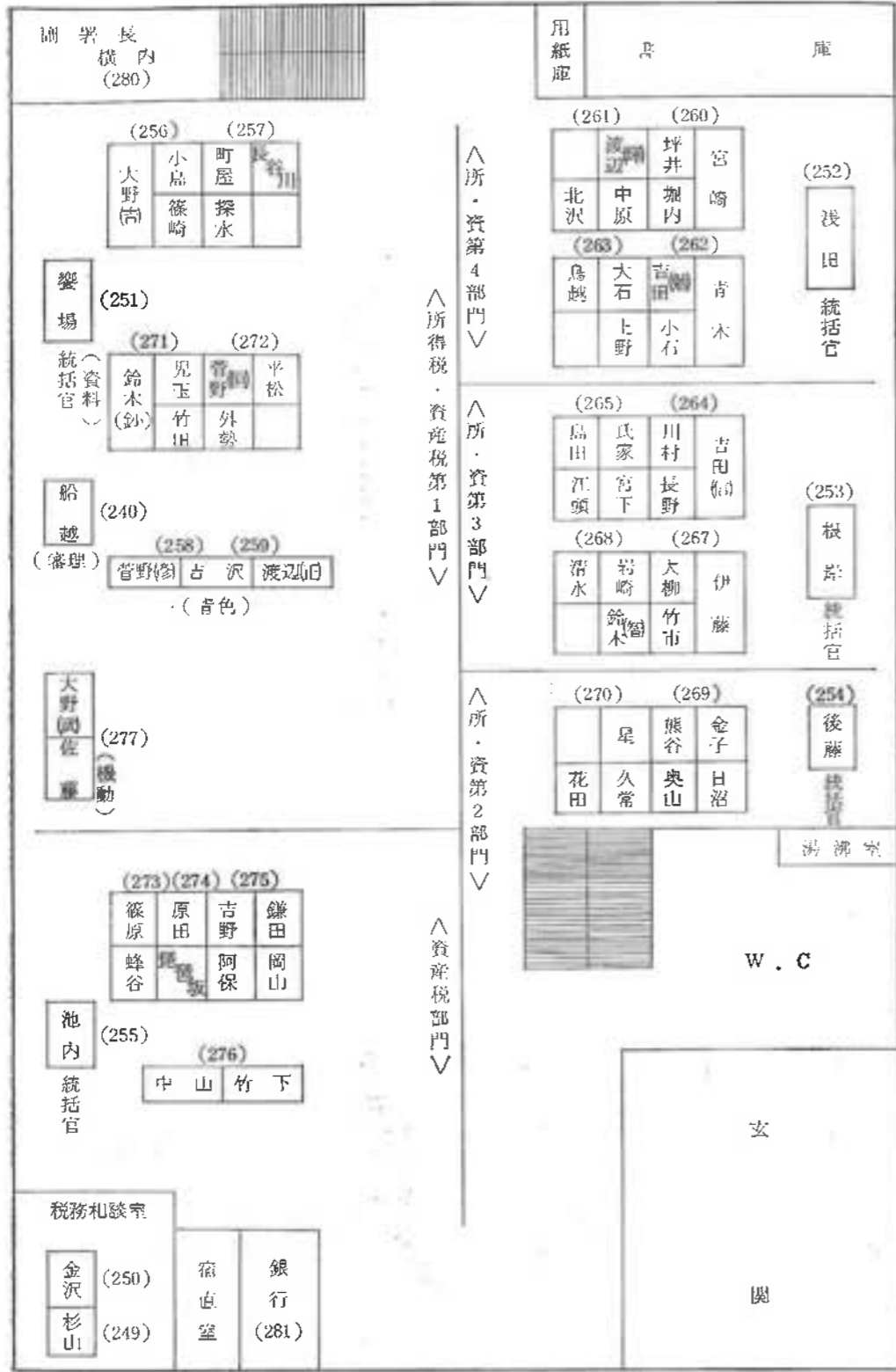
統括国税調査官 西 山 昭 夫
上席国税調査官 丸 山 孝 雄
国税調査官 酒 匂 景 行
上 野 智 寿 子
山 本 好 子
山 内 勝 代
多 田 慎 二
竹 下 初 男
井 原 輝 尊
佐 藤 孝 武
佐 野 勝 隆

源泉所得稅 第四部門

統括国税調査官 千 葉 昭 夫
上席国税調査官 斎 藤 健 治
国税調査官 本 島 秀 英
新 沼 勇 彦
三 岡 敏 彦
谷 地 志 郎
石 葉 光 洋
入 本 一 幸
安 山 辰 男
統括国税調査官 飯 田 亮 逸
高 木 太 次
高 橋 達 人
田 辺 正 義
浅 井 光 政
谷 口 幸 助
猪 股 幸 好
計 良 信
野 陳 俊 夫
鮎 川 泰 夫
谷 川 薫

所得稅 第四部門

統括国税調査官 吉 田 信 尚
上席国税調査官 宮 下 光 智
鳥 田 多 力
氏 家 茂 樹
江 頭 正 樹
岩 崎 和 泉
清 水 俊 泉
長 野 和 泉
川 村 忠 広
大 柳 正 治
竹 市 正 治
統括国税調査官 浅 田 稔
上席国税調査官 青 木 栄 太郎
国税調査官 宮 崎 孟 彦
小 石 保 孝
中 原 保 範
大 石 栄 一
上 野 哲 夫
渡 辺 輝 次
吉 田 勉
北 原 省 治



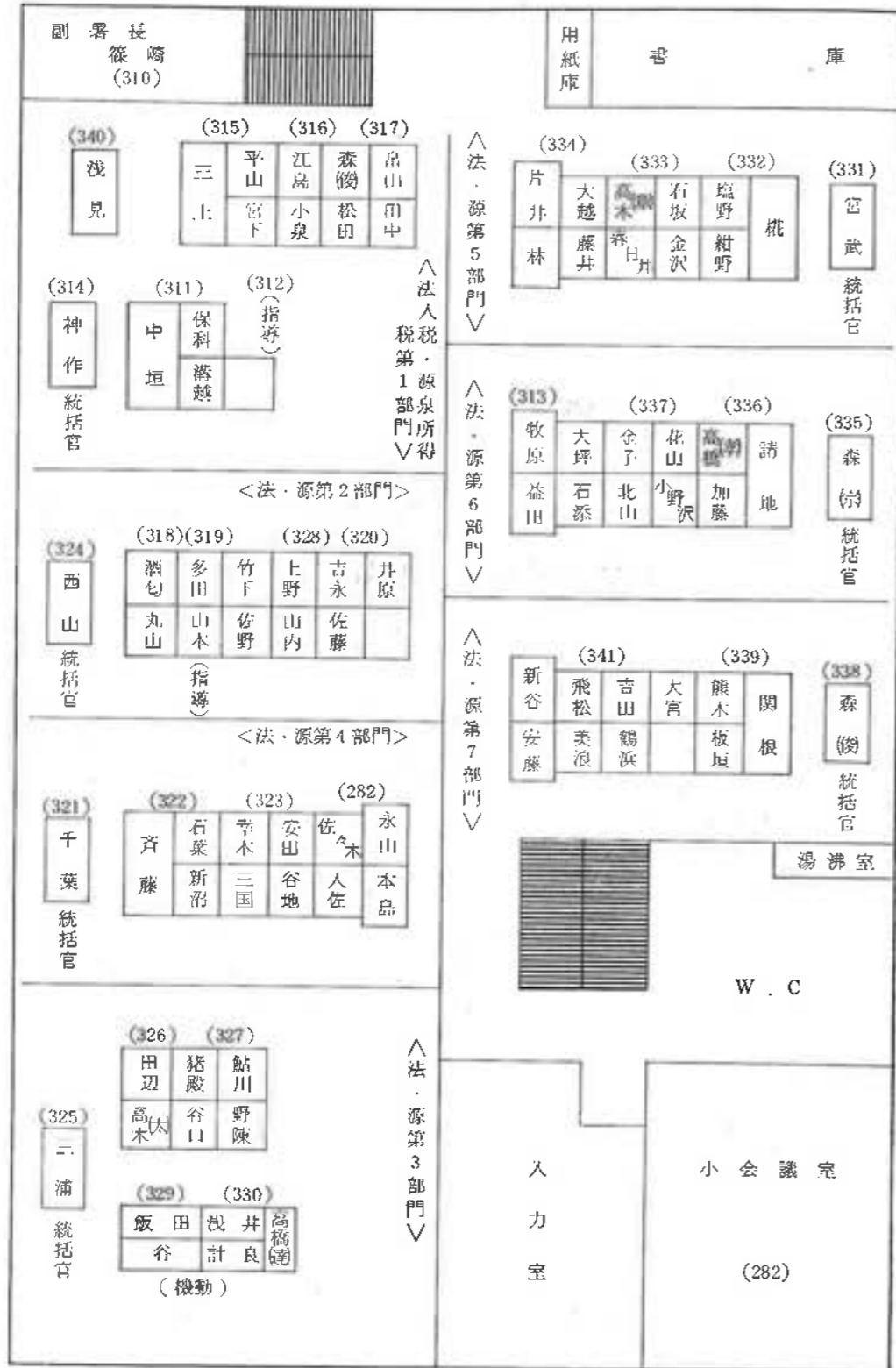
(電話) 食堂 247 大會議室 246 用務員室 279
 理髮 248 小 " 282

源法 源泉所得稅 第六部 門		統括 統括國稅調查官 上席國稅調查官		國稅 國稅調查官		統括 統括國稅調查官 上席國稅調查官		源法 源泉所得稅 第五部 門									
加藤秀人	大坪子	金子山	高橋孝一	高橋繁夫	森地鉄之助	藤井一博	春日井	金沢正和	紺野康成	大越芳行	高木章夫	塩野勝二	石坂真一	片井衛司	林宗孝	梶寒次	宮武義信

國稅 國稅調查官		上席 上席國稅調查官		統括 統括國稅調查官		國稅 國稅調查官		源法 源泉所得稅 第七部 門											
天野正美	吉川利雄	大久保敦	小川福太郎	斎藤隆男	石塚敏男	土屋政亨	飛松秀海	美浪成清	板垣邦昭	鶴浜誠徳	吉田宮誠	大宮恒道	熊木旭夫	新安藤好	関根義夫	森後一郎	石添亨	北山義弘	小野沢健太

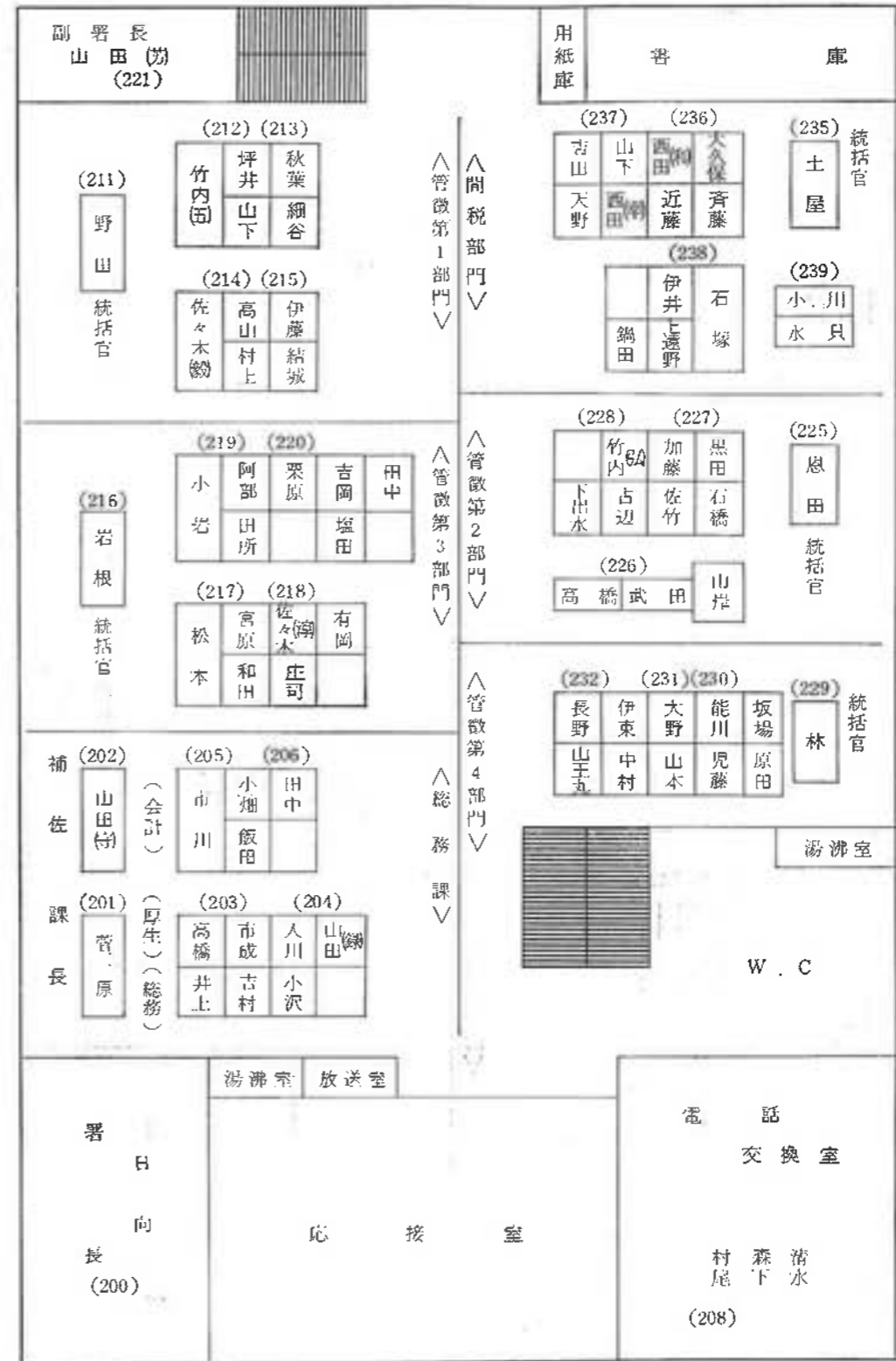
局稅務相談室 豊島分室		稅大本科生		交換手		施設職員		近藤 上野							
相任 談室官	主任 談室官	杉川幸雄	吉岡克...	清森純子	村上瑛子	川中五月志	篠田志...	伊井裕子	西山康彦	鍋田展弘	山下幸二	水只正明	近藤 上野	水只正明	近藤 上野

3 F 法人税・源泉所得税部門



(電話) 食堂 247 大会議室 246 用務員室 279
理髪 248 小" 282

2 F 総務課・管理徴収部門・間税部門



(電話) 食堂 247 大会議室 246 用務員室 297
理髪 248 小会議室 282

安田の貸付信託

5年もの年8.82% (予想配当率)

月々のつみたて貯蓄ポケットもどうぞ!



おかげさまで50年 あらたな心で……

安田信託銀行

TEL 982-6191(代表) 池袋支店

豊島区東池袋1-1-2 (西武デパート左正面)

池袋東口商店会

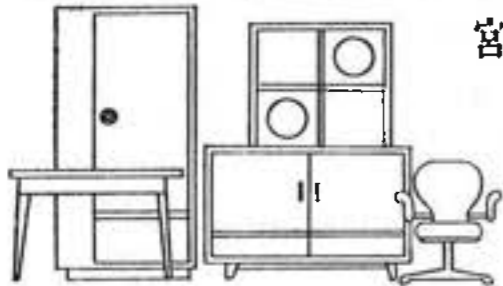
会長 服部 修
副会長 江上利春 森 正一
高橋正義 鴨野公一
可児政信 小沢成吉

事務所 電話 (982) 8322
住 所 豊島区東池袋1-4-8

■全国宅地建物取引業協会
城東ブロック運営委員長
■東京都宅地建物取引業協会理事
■東京都宅地建物取引業協会豊島区理事

マエダ土地住宅社

代表者 前田 正人
〒171 東京都豊島区南池袋1の27の2
(池袋西武デパート前入る)
電 話 (971) 8805-6741



宮田ならなんでも揃って **必ず安い**
夏家具 育児家具
乗物 豊富陳列中

池袋駅 東口
宮田家具店
☎983-6111(代)

宮田インテリアローン各種クレジットカードをご利用ください

“50年度改正でグリーンと有利になった”

住友の財形信託

おかげさまで創立50周年

たしかな明日のために
TOMORROW!

住友信託銀行

池袋支店

パルコ隣り(984)6611

税務チェック・シート総覧

税務監査研究会 編集 加除式・B5・5,000円(〒実費)

□税務申告の適正化が自動的に図れます □事務所職員にも安心して税務チェックをまかせることができます □各事務所・各会社に応じた税務チェックの基準が作れます □チェック内容の記録が明確に残り、証拠性があります □バインダー形式により、必要箇所を取り出して利用できます

株式会社 **ぎょうせい** 関東支社 東京都新宿区東五軒町1 (〒162)
電話(03)268-2141(代表) 振替東京7-13

◆編集後記◆

あれから、三六五日が経過しました。豊島法人会が、社団法人化を目指し、一致団結してスタートしましたが、去年の丁度今頃、暑いさなかでした。当時、会員は約一、〇〇〇社でした。社団法人の認可を戴くには、全法人の過半数の入会が必要です。豊島区内には約一〇、〇〇〇社以上の法人がございまして、その半分以上を法人会のメンバーとして登録しなければならなかったです。これは大変な事業でございまして、一年や二年のうちには、そう簡単には達成できることではございません。ところが、豊島法人会はそれを成しとげたのです。しかも、九ヶ月というごく短かい期間に、これは、ひとえに、支部長、副支部長並に全会員皆さま方の絶大なご努力とご協力の賜であり、ここに、深く感謝を申し上げます。次に、深く感謝を申し上げます。

本号の発行にあたり、ご寄稿戴きました各位に敬意を表し、あわせて、編集にあたりましては、豊島税務署の幹部、市庁指導官の方々の、たみなみならぬご支援を戴き、深く感謝致します。広告をご提供下さった方々のご協力に對しましても、心から、感謝申し上げます。終りに臨みまして、会報は、あくまで会員相互のコミュニケーションの場であり、会員の皆さまが、税務署と税に對する信頼と理解を深める機関紙であると考えます。次号からは、順次、身近な事項を掲載して、会員の皆さま方から、「親しまれ、信頼され、読まれる」会報に致したいと思っております。どうぞ、ご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

△社団法人設立記念特集号▽

社団法人 豊島法人会々々報 第二号

発行所 千代田 東京都豊島区南池袋二ノ九ノ十六番地

電話東京 03 (九八五) 一〇三〇番

編集人・(専) 報業委員 員 会

印刷・昭和五十年九月十日

発行・昭和五十年九月十日

印刷所・三朋印刷株式会社

△非売品▽

デパート AND スーパ

三笠製菓株式会社

豊島区要町 2-1
TEL 957-1156

健全娯楽の殿堂

株式会社 **三 鈴**

代表取締役 宮下 正信

豊島区駒込 2-14-10 TEL 917-3488

(顔なじみの銀行)

ときわ相互銀行



TOKIWA SOGOBANK

池袋支店

東京都豊島区西池袋1-42-7
電話 (03) 971-4126

豊島酒販組合連合会

会長	横塚 悌資
副会長	山本 成次
〃	水野 一雄
〃	原 幸太郎
〃	吉村 順一

池袋西口
西一番街
電話(九七二)二三三三三
(九八三)一七〇六

福 文

割烹
蒲焼

ふぐ
うなぎ
池袋西口
03-2662



御二人で又は御家族連れで!!
予約も承ります

営業時間 12:00~2:00
5:00~10:00

レストラン タカムラ TEL 971-7116

通信土木舗装工事

外山舗装株式会社

代表取締役 外山高弘

東京都豊島区南大塚3-37-4
(電)985-7661(代)

貯蓄するならグリーンと有利なワリチョーで。

ワリチョーは次のような利点があります。

1. 利息にかかる税金は10%、しかも源泉分離課税です。
また、昭和51年1月1日から、預貯金の税金が30%となるのに比べ、ワリチョーは、わずか12%ですみます。
2. 1年もので利回り最高の年8.342%。
3. 無記名債ですから財産の秘密が守れます。また、担保としてもご利用できます。

池袋西口白いビル



日本長期信用銀行 池袋支店

TEL 987-1781

新聞広告はお電話でどうぞ



新聞雑誌広告取扱 読売新聞社専属

株式会社 **大和通信社**

本社 千代田区神田須田町1-8 電話(254)2251(大代表)
 新宿支社 新宿区西新宿7-10-3(第二南宮ビル) 電話(363)4311代表
 五反田支社 品川区東五反田5-27-6(第一五反田ビル) 電話(447)3651代表
 池袋支社 豊島区西池袋1-25-1(恩田ビル) 電話(987)0987代表
 本所支社 墨田区緑1-21-12(安全ビル) 電話(633)0666~8
 中野支社 中野区中野2-25-8(三波ビル) 電話(381)8111代表



あなたの会社の

法人会の経営者大型総合保障制度は万全ですか？
 法人会の経営者大型総合保障制度は、企業内諸制度の充実と経営者の安定に役立つ大きな保障を確保出来ます。

- ① 掛金は格安です(団体料率による)
 - ② 全額損金算入出来ます(国税庁通達直審4-21)
 - ③ 私達は自動振替です(取引金融機関より)
 - ④ 保障内容が広範囲です(国内・海外も可)
 - 事故・病気で死亡保障
 - 入院・手術されたときの保障
 - 事故で休業・廃業されたときの保障
- ◎昨年5月本制度の掛金引下げが実施されましたが、今回改訂引下げの幅が更に拡大されました。

大同生命・AIU株式会社

TEL 984-6351

各種保険 } 指定病院
救 急 }

カナメ 要 町 病 院

院長 吉沢 孝司

〒171 豊島区要町1丁目9番地
TEL 957-3181~5
池袋西口要町1丁目交差点(山手通)角

診療科目 内 科 外 科 整形外科
産婦人科 物療科 リハビリテーション

秋を千野で装いませんか



宝石・時計・メガネの専門店

池袋西口 千野時計店本店
郵便番号171 東京都豊島区池袋2-1-5
電話・03(982)7101 代表



下取・買換え大歓迎!

■現在お住みの家を頭金に!

物件の大小にかかわらず、今あなたがお住みの住まい又は土地を有利な評価額にて当社が即金にて下取致します。ぜひ係員と、ご納得の行くまでご相談下さいませ。

注文建築承ります!

■現在、お手持ちの土地に家を建てたい、又は将来のプランを考えたい。そんなとき、当社の一流設計士にお任せ下さい。もちろん設計及びお見積りは無料です。

※増築/改築のご用命はぜひ、当社へご相談下さい。安く早く、しかも優良木材を使用している工事を、責任をもって受請致します。何なりとお申し付け下さいませ。

お支払い・ご相談! [頭金]の方も、ぜひ一度ご相談下さい。

右図、事務所で係員が詳しくご説明いたします。お気軽にご来社の上、ご相談下さい。

池袋駅西口より当社まで歩いて3分

原木から豊かな家造り



遠州木材株式会社

お問合せは(住宅事業部) ☎ 9822-8802(代)

当社ご案内



おいしさが長続きする



●クールミント

ガムは ロッテ

おいしさで築いた 板チョコの王座



明治製菓株式会社

本格派カップ麺、
新しいおいしさで
いよいよ新登場!



自慢のスープ味、本格派
カップ麺 **ハイマール**

カネボウ食品株式会社

〒107 東京都港区元赤坂1-3-12 4F TEL: 03(4405)11251



99年

この歳月が
北極星のマークの
ビールをみかいた

★サッポロビール株式会社

スタミナ つけよう!

本場松阪牛

すき焼きコース ¥1,800

しゃぶコース ¥2,000

—新設お料理—

2000円コース

刺身酒200円・ビール(大)270円

- ゴルフ、ボウリング等
レジャーのお帰りに……。
 - クラス会等……。
 - お仕事のお帰りに……。
- 是非一度ご利用下さいませ

★お部屋のお申込みは
お早めに---



新平家

〒171 豊島区西池袋1-36-8池袋西口
ロマンス通り TEL: 982-8194-5

創立30年の伝統に生きる
総合化粧品

洗剤・歯磨・石鹸・卸商社



株式
會社

倉田精香堂

東京都豊島区要町1丁目15
電話 (957) 1111 代表

食品缶詰菓子

総合卸商社



フジ商事株式会社

☎ (957) 2156 (代表)
(973) 0221

豊島区要町 1-9

サントリービール
純生



世界のティタイムを変えた
チョコレート



チョコとウェハの名コンビ

キットカット

製法発売元 不二家



IKEBUKURO OVERSEAS SALES OFFICE

3-1, 2 CHOME, IKEBUKURO, TOSHIMAKU, TOKYO, JAPAN (171) TEL 986-1321

海外旅行海洋博団体旅行 の お問合せは

(株)日本旅行池袋営業所

住所：東京都豊島区西池袋1-18-2
(藤久ビル5階)
TEL：(03)986-1321~8

好評営業中

平日はメンバー紹介にてプレー可



代表取締役 廣中三男

本社 東京都豊島区西池袋1-29-5(山の手ビル3F) ☎03(985)1031(代表)
ゴルフ場 栃木県南那須町鴻野山 ☎028788 2525(代表)
<予約受付 ☎028788-2525(代)>

ALL THE WORLD'S WINES IZUMI-YA

小売部：世界の洋酒を数多く取揃えた専門店

卸部：都内及び近郊の有名飲食店へ直送

日台大通り聖母病院入口

創立65年 合資会社

泉屋商店

PHON：(953) 2226 (代)



新発売

果糖入り



本格派 名糖 コーヒー

財形貯蓄は社員福祉の柱

財形貯蓄のことならお気軽にご相談下さい

日本勧業角丸証券

池袋支店 / 池袋駅西口前
TEL (987)1331(代)

家具の
専門店

十一屋

巣鴨駅前南口・☎(946)4466 (代表)

池袋西一番街通り
御宴会 (35名様迄)
御商談に………
皆様の御来店を
心からお待ち申し上げます。

割烹 はにわ

東京都豊島区西池袋1丁目24番7号
電話 971-3 4 9 2 (代)

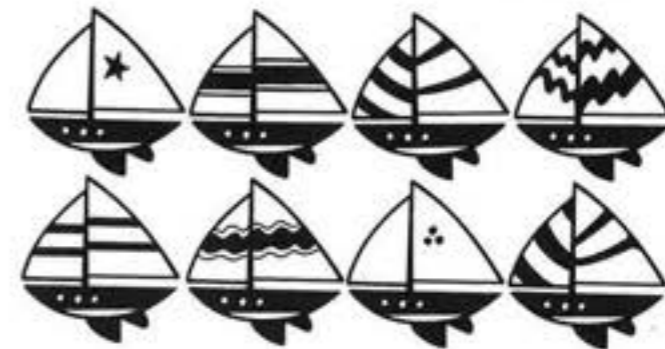


池袋三越のイメージ



手から手へ豊かさを
お届けする池袋三越

老舗の街、名品づくし。



名店そろって夜8時まで



池袋東口地下名店街

ショッピングパーク

●駐車場完備 ●定休日 第1・第3火曜日 ●TEL(982)2111大代表

全国をもれなくネットした

300支店を生かして地元のみなさまから

「ハートの銀行」と親しんで

いただけるようがんばります

心のふれあいを大切にします

第一勧業銀行



ハートの銀行

池袋支店 豊島区南池袋1-28-1 TEL 984-1181
 池袋東口支店 豊島区東池袋1-36-2 TEL 984-1311
 池袋西口支店 豊島区西池袋1-18-2 TEL 981-5211
 大塚支店 豊島区北大塚2-13-10 TEL 949-1411

COMMUNITY BANK

あらゆる機能サービスを通じて、地域社会の発展と福祉にお役に立ちたいと願っております。

東京相互銀行

気さくな 銀行



三菱銀行

●豊島区

- *池袋支店 171 西池袋1-22-8 東京 986-5111(代)
池袋駅西口前 (03)
- 大塚支店 170 南大塚3-53-11 東京 983-9121(代)
国電大塚駅南口 (03)
- 東長崎支店 171 南長崎5-28-8 東京 951-5421(代)
西武池袋線東長崎駅前 (03)
- *池袋東口支店 171 南池袋2-28-19 10 東京 984-7311(代)
西武デパート前大通り、旧都電通り (03)
- *駒込支店 170 駒込2-3-1 東京 910-1111(代)
駒込駅前 (03)

給与振込み制度



ボーナスや給料が、あなたの指定された第一相互銀行の預金口座（オンライン普通預金、総合口座）へ自動的に振込まれます。ご主人が出張や休暇中でも奥さまが支給日の午前中からご指定の口座で受け取れますし、支給日から一日のムダもなくお利息がつき有利です。また、現金を持ち歩かないので、盗難や紛失の心配もありません。

〈支給日〉の午前中に奥さまが受けとれる便利なシステム

4時まで営業
第一相互銀行

豊島区の皆様にご奉仕する富士……

池袋支店 (983) 7221
豊島区東池袋1丁目1番6号 〒170

池袋西口支店 (984) 7111
豊島区西池袋1丁目15番2号 〒171

目白支店 (953) 3131
豊島区目白3丁目4番10号 〒171

皆様の  **富士銀行**

池信へ行こう

毎月26日は感謝デーです
池信が皆様をお待ちしております。

豊かな暮らしづくりに
ふれあいの心を



池袋信用組合

理事長 角川善彦

本店/豊島区西池袋5-4-6 電話(984)3551
板橋支店/練馬支店/日暮里支店

地元にご奉仕する

とみん銀行

現金自動支払機、預入機、両替機、夜間金庫など最新
のキャッシュ・サービスをご用意し、皆さまのご
利用をお待ちいたしております。

東京都民銀行 池袋支店

豊島区南池袋2-26 Tel. 982-6131(代)
(有楽町線出口・城北ビル隣り)

皆さまの街の発展と生活に お役に立ちたいと願っています

忙しい奥さまのお手伝いに……
ご商売の発展に……
住宅、結婚、進学などの生活設計に……

お気軽に、ひとまず _____
都 信 へ

- ※ くじ付定期預金好評取扱い中
- ※ 毎月5日は感謝デー都信の日です
御来店のお客様に粗品を差し上げております

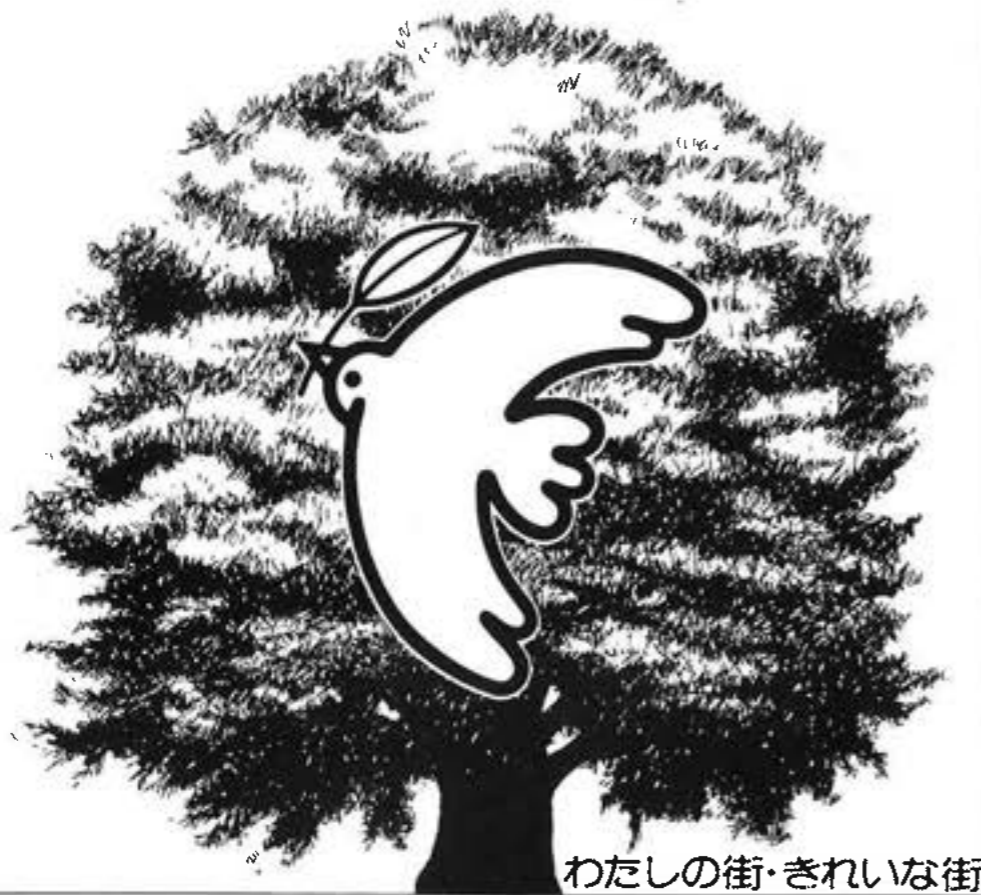


都民信用組合

池袋支店

豊島区要町1-5 TEL (973) 7121

緑と心。ふれあいを大切に。



明るい窓口

創立
1922年



巣鴨信用金庫

本店営業部 豊島区巣鴨 2-11-5 TEL (918)1131
支店 大塚・板橋・池袋・駒込・常盤台・江古田・志村・田板
練馬・戸田・成増・東池袋・西日暮里(11月開店予定)

地元のご繁栄にお手伝

毎日の生活をご便利に.....
東信の自動振替

事業の発展・暮らしの合理化に
東信のご融資



— お待たせしない笑顔の窓口 —

東京信用金庫

豊島区東池袋1-12-5 ☎(984)9111 大代表
(店舗・都内・近郊 21店)

豊島区内のお近くの店舗

本店営業部	豊島区東池袋1-12-5	☎ (984) 9111	大代表
要町支店	豊島区要町1-10	☎ (957) 3161	代
椎名町支店	豊島区南長崎3-2-14	☎ (953) 4611	代
東長崎支店	豊島区南長崎5-28-4	☎ (952) 3151	代

雪を拓く!

北壳賀高原大和スキー場

妙高高原大和スキー場



后打大和スキー場

高度成長から安定成長に移行しつつある我が国の経済政策のなかで、種々とまどいが感ぜられる時代ですが、社会福祉の拡大とともにレジャー産業の位置づけも明確になりつつあります。弊社がスキー場の開発を手がけ、もはや、14年の才力が経ようとしています。その間弊社なりの経験を蓄積、その中から、更に新たな発想により、よりよいスキー場の開発を心掛けております。弊社の特色は、地域と我々との結びつき、我々と大衆との結びつきを基本とするところで、大資本による固い込みではなく、三位一体の中での開発こそ重要と考え、今日まで努力してまいりました。これからも鋭意奮励して世に誇るべき遺産となるような開発をしてみたいと願っております。

●建設大臣免許(1)2016号
●社団法人日本宅地造成協会々員
●新潟地方築造協会々員

大和スキー開発株式会社
本社：〒170 東京都豊島区東池袋1-15-2 東海企業ビル1
☎ 03(984)1674 (代)

百打大和スキー場管理事務所 ☎02578(3)7631
〒919-63 新潟県南魚沼郡信濃町大字宮野上
北壳賀高原大和スキー場管理事務所 ☎02692(3)16953
〒981-03 宮城県下巻郡松山町大字夜間崎字三ツノ山
妙高高原大和スキー場管理事務所 ☎02558(6)7324
〒949-21 新潟県中越前郡妙高高原町大字美保
大和営業所 ☎06(374)1755
〒530 大阪市北区浪花町17番地(千代田ビル見附2F)
赤古良営業所 ☎057(682)0375
〒426 名古屋市中区錦町1-2(古川ビル4F)
長野営業所 ☎0262(28)7165
〒380 長野県大町市長野字高木1-1412 (東日ビル)



ただいま「きつけ教室」の電話予約受付中!

- 入学は1・2月, 4・5月, 9・10月です。
- 入学金 ¥2,000
 - 授業料 ¥2,500
 - 時間帯 10時~12時, 2時~4時, 6時30分~8時30分
 - 期間 3ヶ月修了(週1回×12回)

ハクビ京都きもの学院 電話で予約 984-8455 ハクビのきつけ

主な教室 ●銀座 ●新橋 ●新宿 ●渋谷 ●池袋 ●八重州 ●大手町 ●浅草 ●錦糸町 ●中野 ●吉祥寺 ●立川 ●八王寺 ●本八幡 ●千葉 ●木更津 ●柏 ●横浜 ●横須賀 ●戸塚 ●大宮 ●北浦和 ●高崎 ●前橋 ●宇都宮 ●小山 ●栃木 ●郡山 ●平 ●水戸 ●日立 ●土浦 ●他、関東一円の主要都市に150教室ございます。

心ときめく 池袋に



21世紀への新都市創造

株式会社 新都市開発センター

代表取締役社長 太田 信

〒100 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 国際ビル5階
☎ (03) 213-6921 (代表)



住友銀行

- 池袋支店 豊島区西池袋一丁目(池袋西口・ロータリー交差点角)
TEL (984) 5151 (代)
- 大塚支店 文京区大塚四丁目(大塚三丁目交差点角)
TEL (941) 6111 (代)
- 大塚駅前支店 豊島区北大塚一丁目(国電・大塚駅北口前)
TEL (949) 1521 (代)



東京ビル(皇居前)

暮らしをいっそう充実させるために
企業をますます発展させるために

お近くのサソワを ご利用下さい。

- 本店 / 大阪市東区伏見町4丁目
- 東京本部 / 千代田区大手町1丁目
- 店舗網 / 国内200余 海外14



みなさまのお役に立つ

三和銀行

- 三和銀行 池袋支店 豊島区池袋1丁目 TEL (03) 984-2131
- // 巣鴨支店 豊島区巣鴨3丁目 TEL (03) 918-2131
- // 豊島駅前支店 豊島区豊島1丁目 TEL (03) 955-1101

ディナーも、できる。



プレーだって、できる。



こんなにワイドに使えます。

西武池袋店など27の百貨店各店
西友ストア全店
西武ピサ、パルコなど専門店
箱根側レストハウスなど18のレストラン
東京プリンスなど24のホテル
品川スポーツランドなど6つのボウリング場
大磯ロングビーチなど3つのプール
苗場スキー場など9つのスキー場
榛井沢スケートセンターなど5つのスケート場
軽井沢72ゴルフなど18のゴルフ場
ビッグボックス西武スポーツプラザ
西武トラベル



ホテルにも泊まれる。



西武の商品券